## 平成26年12月定例会 文教福祉常任委員会会議録 招 集 月 日 平成26年12月 5日(金) 会議場所 市役所 4階 大会議室 平成26年12月 5日(金)午前 9時 2分 開会日時 平成26年12月 5日(金)午後 3時21分 閉会日時 委 員 長 中島 清 委員会出席議員 委 員 長 中島 清 坂本 国広 副委員長 菅野 博子 加藤 久子 野本 恵司 委 員 潮田 幸子 頓所 澄江 欠 席 委 員 なし 長 議 委員外議員 傍 聴 者 なし

## 議題

議案番号	議 題 名	審査結果
第101号	鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例等の一部を改正する条例	原案可決
第102号	鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第103号	鴻巣市立学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第104号	鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例及び鴻巣市こどもデイサー ビスセンター条例の一部を改正する条例	原案可決
第105号	鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例	原案可決
第114号	平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会 に付託された部分	原案可決
第115号	平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第117号	平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第122号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決

## 委員会執行部出席者

女台工					
(福祉部)			(保健医療部)		
福祉部長	望月	栄	保健医療部長	福田	芳智
福祉部副部長	瀬山	久江	保健医療部副部長	川端由紀江	
福祉課長	吉田	隆一	健康づくり課長	小沢	信吉
障がい福祉課長	杉山	彰男	国保年金課長	瀬山	愼二
子育て支援課長	春山	一雄	介護保険課長	高木	啓一
臨時福祉給付金支給プロジェクト副参事	田口三	F.恵子			
こども発達支援課長	高橋	正	(市民協働部)		
保育課長	中村	幸司	やさしさ支援課長	岡安	則行
保育課副参事	永野	和美			
(教育総務部)			(学校教育部)		
教育総務部長	牛田	忠	学校教育部長	小林三	三智雄
教育総務副部長	田中	潔	副部長兼学務課長	牧田	卓司
教育総務課長	村田	弘一	学校支援課長	柳	雅之
生涯学習課長	細野	兼弘	学校支援課副参事	福島	栄
生涯学習課副参事	山﨑	武	教育支援センター所長	松本笋	<b>笑美子</b>
スポーツ課長	森田	政男	学校給食課長	清水	新一
副部長兼中央公民館長	四方	輝雄			

書記篠原亮藤平美由紀

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

菅野博子委員と加藤久子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第101号 鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例等の一部を改正する条例、議案第102号 鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例、議案第103号 鴻巣市立学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第104号 鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例及び鴻巣市こどもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例、議案第105号 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例、議案第114号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分、議案第115号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第117号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第122号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案9件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

また、質疑に関係する件ですが、質疑に関しては簡潔な質疑を求めていきたいと思います。

また、従前のとおりの方法で進めたいと思います。

それでは初めに、議案第101号 鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例等の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(障がい福祉課長)おはようございます。議案第101号 鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例等の一部を改正する条例。

これは、これまで小児慢性疾患児対策として実施してきた制度に関し、児童福祉法の一部を改正する法律が平成27年1月1日に施行されることにより、この法律に基づき小児慢性特定疾病対策として充実を図ることとされたことから、条例の題名と条例中「小児慢性疾患」を「小児慢性特定疾病」に文言を改めるものであります。

以上でございます。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田)今回の条例については名称が変わるだけということですけれど も、この内容が鴻巣市の場合は15歳まで子どもの医療費は無料ですけれ ども、こちらの小児特定疾患のほうが優先。どちらが優先という形にな るのでしょうか。

(障がい福祉課長)この特定疾患見舞金につきましては……

(潮田) 見舞金か、これ。

(障がい福祉課長) 見舞金ではなくて、疾患と。見舞金ですね。

(潮田)済みません。私が聞きたかったのは、ごめんなさい。

(障がい福祉課長)医療費については、小児医療のほうが優先。

(潮田) 子どもの医療費。

(障がい福祉課長)子どもの医療費のほうが……済みませんでした。こちらの制度の医療費、小児慢性疾患児の見舞金のほうが優先いたします。 (潮田)それで、この見舞金のほうは、済みません、見舞金に関連しての質問ですので、ちょっと確認したいのですが、そうすると今回のこの条例でいう小児慢性疾患児のほうは、これの対象年齢は何歳までになるのでしょうか。

(福祉部長)もともと条例のほうの文言改正になりますので、本文変わっていませんので、対象者は18歳未満。

以上です。

(潮田) そうすると、ではいずれにしても今回のこれの改正で変わるのは本当に名称だけで、何もほかは変わらないということを確認したいのですが、よろしいでしょうか。

(障がい福祉課長)はい、そのとおりでございます。

(菅野)これ前の議会で論議しましたよね。この資料に載っていますけれども、小児慢性が特定が入っただけですから、見舞金の支給は手術を受けた日の属する年度に月1回、支給額は10万。ですから、前と同じように手術を2回すれば年度がかわればまた10万出すということで、特別上限があるわけでも何でもないですよね。この確認を。

(障がい福祉課長)手術をした年度につき1回のみということになりますので、年度がかわればまた支給対象になります。

(菅野) こういう例というのは余りないから10万出すのでしょうか、それともたびたびあっても大変高額な医療費が要るから10万を出すということになっているのでしょうか。点数とかも含めて。

(障がい福祉課長)この制度につきましては、今までは1回20万ということで、4年前、平成23年だったと思いますけれども、1人で4回申請して80万の支給を受けた方がいらっしゃいます。あくまでも性質が見舞金という性質ですので、1年に4回も5回もというのは支給が多いのではないかということもあります。

以上です。

(菅野)全体の件数というのはいっぱいあるのでしょうか、それともまれなのでしょうか。件数ですね。

(障がい福祉課長)申請につきましては、平成24年が11回、平成25年が4回です。

(菅野) 今までも手術を受けた日の属する年度につき1回だから、4回ということは4年間にわたるか何かですけれども、年度がかわって4回手術したということなのでしょうね。それほど手術者が多いのかということです。

(障がい福祉課長)今の先ほどの平成25年4回というのがちょっと違う データで、ちょっと違うのですけれども、実績からいきますと、申しわ けありませんでした、5件で100万でした。

(菅野)合計。

(障がい福祉課長)はい。それで、手術につきましては、やはり難病の

小児の方が年度で同じ手術で2回のもあるし、違った手術で回数を重ねるというのも、同じ疾患での申請についても2度、3度の申請については今までは受けておりましたので、疾病についてはちょっと今データがないので、同じ疾病かどうかはちょっとわかりません。

(菅野)大体どんな系統の手術が多いのでしょう。例えば事故なのか、 先天性の病気なのかとか、心臓なのかとか、そういうのは大体傾向がわ かるものでしょうか。

(障がい福祉課長)慢性疾患ということになりますので、心疾患、それから先天性のものと、それから慢性の消化器疾患と。大きく分けて3つほどです。

(坂本) 3条の受給資格で、所得税額が15万未満の者ということで、大体お勤めの方で所得税額が15万円未満というのは大体年収がお幾らぐらいだかわかりますか。

(障がい福祉課長)申しわけありません。税額に対する所得金について はちょっと調べてございませんでした。

(坂本) では、後で教えてください。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第101号 鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

## (挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例 について執行部の説明を求めます。

(障がい福祉課長)議案第102号 鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を 改正する条例。

これは、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律により、難病及び小児慢性特定疾病の新たな医療費助成制度が施行されることに伴い、新たな制度における医療受給者証の交付について規定されたことから、条例中の手当の支給対象者に関する規定を改めるものです。

以上でございます。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) これを改正した理由、言葉が変わっていますので、理由と、このことにより対象者がどのように変わるのかお聞きします。 先天性血液 凝固因子結合症というの新たに入っているけれども。 わざわざ入れるということはいいのだ。

(障がい福祉課長)今まで難病患者につきましては、県の要綱に基づいて県のほうから県知事名で受給者証を発行しておりまして、その受給者証に基づいて鴻巣市で難病手当を支給していたものであります。これが難病患者に対する医療費等に関する法律の中で受給者証についてまで今度は法律の中でうたってございますので、この鴻巣市の条例の中では県の要綱に基づいた県知事の受給者証、発行される受給者証に基づいて規定したということで、受給者証が県の要綱に基づかずに法律に基づいたもので、市のほうが施行するということで文言訂正をいたしました。この法律が変わったことによりまして、難病患者の数が平成27年の7り段階的にふえてまいります。現在56疾患ですが、これが平成27年の7

月ごろまでには300疾患になるという国の目測であります。それと、小児慢性疾患につきましては現在514疾患ございまして、これがやはり来年の7月ごろには705疾病にふえるという予想であります。

(菅野) さきの議会で、そういうことになると患者が1.9倍ぐらいになるだろうという見通しだと言って5,000円の難病手当を1,000円にしたわけですよね。人数がふえるから減らすのだと。総額は変えないでね。総額変えないということなのでしょうね。でも、前回の審議のときに、その1.9というのは大まかな数字であって、では鴻巣が実際に1.9なのか、1.0なのか、2.5なのかってやってみないとわからないと、県から来ないとわからないという答えだったと思うのですけれども、それは変わらないのですかね、この時点でも。

(障がい福祉課長)制度の取り扱いについては従来どおりで、県のほうで受給者証を発行された方が市のほうに申請をしていただいて手当の支給が始まるということになります。したがって、県のほうから直接難病指定に誰々がなったというような通知は市のほうにはございませんので、あくまでも本人申請という形になります。

以上でございます。

以上でございます。

(菅野) そうすると、今現在はわかっているわけですよね。今現在の難病者というのは何人というのは、ちゃんと県から来てわかっている。そうすると、今後市に直接来るわけですか、今後は。だから、市としてどう対応できるのかね。掘り起こしも含めて。

(障がい福祉課長)現在市のほうに申請しておるところの難病患者につきましては、平成25年度の数字が628名でございます。今後も県のほうの受給者証をいただいた方が市のほうに請求するという形は今までと同じです。

(菅野) そうすると、お医者さんがこんなに数がふえたということを診断した中でちゃんとわかって、今までは難病ではなかったけれども、これからは難病ということで、きっちり届けなさいよというのはお医者さんがするのか。その窓口というのは、鴻巣の場合、では保健所でやるの

ですかね。そこら辺の手続はスムーズに現状に合った施策になるのでしょうか。

(障がい福祉課長)難病指定につきましては、受給者証の交付の資料として難病指定をする医療機関というのが県でも数限られて、県の指定受けた医療機関でないと指定の診断書はできませんので、どこの病院でもというわけにはいかないです。

以上です。

(潮田) 先ほどの菅野委員の質問に関連するのですけれども、この周知の仕方というのは市に責任がないと言ったら変ですけれども、今の答弁からすると県がやることであって、市としては市民の方には周知をするような考えは特にないということになるのでしょうか。

(障がい福祉課長)難病ですので、特定の方が対象になってきますので、その難病の手当、医療費の申請につきましては受給者証の交付を受けた方が県のほうの補助金の申請をするために保健所のほうに出向いて、保健所から手続をして医療費のほうの支給を受けるわけですので、保健所のほうには市のほうから、そういう難病患者が来た方については市のほうからのPRのパンフレットというか、そういうものを保健所のほうで本人に渡すように依頼しております。

(潮田) 9月の条例改正のときに、手当とかも少なくなるという、そういった周知というのは、9月の条例改正のときの金額が5,000円から1,000円になったとかということも含めて市民への周知というのは市としてはどのような形でしているのでしょうか。

(障がい福祉課長)先ほどの保健所のほうの通知につきましても、今度 は条例改正に伴って手当の額が減るというようなパンフレットは保健所 のほうには渡してあります。

それと、市民への直接の周知につきましては、広報かがやきに、11月15日発行になりますが、11月号のほうで1ページを割いて市民のほうに周知をしてございます。また、難病手当、現在支給されている方で対象となってくる方については、わかれば個人通知で今回の条例改正に伴った内容については送付しております。

以上でございます。

(潮田) 既にいただいている方は金額が減ったということはわかると思うのですけれども、今後自分が対象になるということは、では県からのお知らせがない限りはわからないということで、一般市民の方でそのことを知る機会というのは市として、自分の子どもであったり家族の方が疾患の対象ということを知る機会というのは県からのお知らせしかないということになるのでしょうか。

(障がい福祉課長)はい、そのとおりです。

( 福 祉 部 長 ) 難 病 で す の で 、 今 課 長 が 申 し 上 げ ま し た よ う に そ も そ も 指 定された病院にかかって初めてその疾患が難病かどうかということにな ってまいりますので、仮にですけれども、これだけの、例えば今五十数 疾 患 が 300に ふ え ま し た 、 300の 病 名 は こ う で す と 出 し て も 、 健 常 者 の 方 とか、そういった方が見てこれはどういう病気だとかとまで周知という のは、知るというのは必要かもしれませんけれども、それを出したから といってどれだけの効果があるかというのは非常に疑問なわけです。逆 に医療機関のほうで、難病指定の病気ですので、こういった手続になり ます、当然病院の中でそういった手続の説明をしていきますので、今課 長 が 言 い ま し た よ う に そ う い っ た 難 病 指 定 さ れ れ ば 県 の ほ う か ら 受 給 者 証が出ますと県のほうで手続をしていただいて、県というか、保健所に なりますけれども、そうすると今度は市のほうでこういった手当が鴻巣 市ではやっていますと保健所のほうからPRしていただきますので、シ ステム的にはそれが漏れるということは、本人がわかっていて申請しな いということはあるかもしれませんけれども、それ以外に関しては大き な支障はないものというふうに考えております。

(潮田)なかなか、こっちが思うとそのように思うのですけれども、やっぱり知らない方というのが意外にいたりとかという場合があったので。

そういたしますと、確認ですけれども、市内でその特定、その難病とかの疾患の診察というか、できる病院はどこになるのでしょうか。あるのでしょうか。

(障がい福祉課長)これについては、県の指定の浦和の……ちょっと今 定かでないので、後で。

(市内ではの声あり)

(障がい福祉課長)<u>市内はないです</u>(下線P.55「18医療機関」に発言訂正)。

(北里はだめの声あり)

(障がい福祉課長) 北里も入っていないと思います。

(何事か声あり)

(潮田)鴻巣市内で受けなければいけないというわけではないですけれ ども、市民の方からそういう相談があった場合には医療機関というのは どこを紹介するとかというのはあるのでしょうか。

(障がい福祉課長)難病の医療費については、まず保健所のほうの医療費申請から始まりますので、保健所のほうで県の施設、医療機関の紹介が今まであったので、市のほうとしてはそういう案内の問い合わせが来たことないので、ちょっと。

(潮田) わかりました。ただ、今後のためには知っておくことは、知っておいて別に悪いことはないかなというふうに思いますので、問い合わせ等があったときに、正しく聞くのは保健所ですがということを言いながらやっぱり市民の方には丁寧に説明をしていただけるとありがたいかなというふうに思います。

私のほうからは以上です。

(障がい福祉課長) わかりました。

(野本)この条例の施行が平成27年1月1日からということですので、 そうしますと今までその新たに指定される難病にかかっていた方はその 日からその対象となるということになるわけですか。

(障がい福祉課長) ええ。来年の1月1日から新たにこの法律に基づいて今までの56疾患が300疾患にふえるということになりますので、今までの方については同様の難病扱いで、1月から新たに指定された難病につきましてはその1月1日時点から支給の対象になってまいります。

(済みませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時29分)

 $\Diamond$ 

(開議 午前9時29分)

(委員長) 再開いたします。

(障がい福祉課長)説明が漏れました。

当然1月1日から指定の難病になりますので、その指定難病を受けてから県のほうの受給者証交付をしてもらって県のほうに申請した後、市のほうに難病手当の申請をしていただくというような流れになります。

(野本) そうすると、先ほど部長がおっしゃったように医療機関のほうで今までもその病気だった方が新たにこれが難病に指定されたからというご案内をしていただくというのが一番わかりやすいのだろうなと思うのですけれども、そういう流れになっているという理解でよろしいのでしょうかね。

(福祉部長) この難病につきましては、先ほどの話もありましたけれど も、300疾患まで拡大するというのは<u>ことしの夏</u>(下線P.11「来年の夏」 に発言訂正)ぐらいを目指して今指定をしています。一部この間も新聞 で対象が幾つか病名が追加されますみたいのが出ていたと。そういった 形で出てまいりますので、本来この業務に関しましては県のほうの所管 がやっていますので、私どものほうで手当の支給という形では当然相談 は受けています。私どもの一番できるのは、この先ほど来受給者証を県 知事が出しますので、保健所のところでまずは病院でこうですと、県の ほうの手続進めてくださいという話になります。当然今言いましたよう にいろんな病院ではなくて難病指定された病院がやりますので、そこは まず漏れないと思うのです。県のほうで保健所に来れば当然担当者が、 鴻巣市の保健所であれば鴻巣市役所ではこういった制度がありますとい うのを私どものほうから今回5,000円を1,000円にしましたというのも含 めてお知らせをしていますので、それを配っていただいて窓口へ来てい ただけるということ。ですので、情報が非常に難しい内容になりますの で 、 た だ 単 に ビ ラ を 1 枚 つ く っ て 難 病 指 定 は こ う い う 病 気 が 出 ま し た と

言ってもやっぱり伝わらないというのが事実なのです。ですので、その分野は県に任せますけれども、私どものほうでは障がいのほうの窓口で難病の相談を受けておりますので、そういった形での紹介も当然保健所と連携させていただいて周知させていただくような形になる。ですから、一般的に、例えば広報で難病がこういうふうに拡大されました、こうなりましたというのはできませんけれども、窓口に来た場合には対応をさせていただきたいと思っております。

(野本) 今の答弁の中で徐々にという、夏ごろを目指してというお言葉がありましたけれども、そうすると施行は1月1日からということで、さかのぼって出るということもあり得るということなのでしょうかね。 それまで難病、新たな対象になった部分について。

(福祉部長) 先ほどのちょっと訂正をさせてもらいます。

夏というのは来年の夏でした。済みません。27年度の夏までに拡大していく。申しわけございませんでした。

(野本) そういうふうに理解をしていますけれども、要は年度がかわる わけではないですか。ですから、その年度の部分はどういうふうになる のか。

(福祉部長)あくまでも病名が拡大をされるという難病の法律が、拡大というか、難病そのものの対象になる法律が27年の1月1日から施行されますと。当然患者さんは今度は医療費ということで県のほうへ申請をしてというようになります。その結果、市のほうへ手当の申請をしてまいりますので、手当に関しましては申請のときから支給が対象になるかと思います。さかのぼってするということはないと思います。ありません。

(野本)法的には27年1月1日からそうなっているけれども、その病気ではあったけれども、指定が27年度になってからされたものについてはそのときからが対象となると。その前にこの日付からいうと何カ月間かは対象ではあっても認定されていなければそれは通知いただけないという理解だと思います。そうすると、やっぱり対象者としては早目にわかったほうがいいのかなというふうに思うわけですけれども、その辺につ

いては要するにどう、そのタイムラグといいますか、時間差は仕方がない部分という理解なのでしょうか。

(福祉部長) 先ほど申し上げましたように、来年の27年の夏にかけて300まで拡大していくということで、その今56疾病が拡大されて1月1日には110、先ほど私が対象のほうが出ていたという話なのですけれども、1月1日で110まで拡大されていきます。その後、夏に向けて300まで拡大していくという。これは、国のこの法律を通した段階でのスケジュールでなっています。ですので、これまで要は拡大のベースになっていたのが難病の中でも非常に不公平感が高いということで拡大の方向へという法律が通ったわけです。確かに委員さんおっしゃるとおり1月1日に全てがさかのぼれればということが一番公平性ではあるのかもしれませんけれども、逆に言えば300以外の病気もまだあるわけでして、そこら辺の今度はバランスも多分あるのだろうなと思います。ですので、あくまでも段階的に拡大しながら、なおかつ市のほうの手当に関しましては受給者証を受けた後、市の申請していただいたときから対処をさせていただきたいというふうに考えております。

(野本)最後の確認ですが、受給者証を受けた段階が起点なのか、市の 申請を出したときが起点なのかというのはどうなのでしょうか。

(障がい福祉課長)難病手当の支給につきましては、基準となる時点が 市のほうに申請書を出した日が基準になります。ですから、出された日 から、翌月からの支給が始まります。

以上です。

(加藤) 今のいろいろと答弁を聞く中で、まずこの条例は27年1月1日から施行するというふうなことになっているわけですけれども、では難病手当の前回の議会で5,000円から1,000円になるとなったのは、あれは来年の1月1日からの話でしたっけ。ちょっとその辺、これは質問というか、確認なのですけれども、4月1日から5,000円を1,000円にすると、そういうことだったのでしたっけ。

(障がい福祉課長) 27年の1月1日からということになります。

(加藤)難病手当は1月1日からという、そういう条例内容でしたっけ。

今前任者の中で、例えば2月に申請した人に限っても翌月というふうなことで、さかのぼることはないというふうな話だったかと思うのですけれども、では今12月でこれを条例提案して、決まるのが最終日の18日ですよね。それから皆さんにいろんな周知する中で、1月1日からなんて、1月からもらえる人なんかほとんどいないということになるではないですか。それならもっと期日というか、施行期日を新年度からとかというふうな考えというのはなかったのかどうかをまず聞かせてください。

(障がい福祉課長) お答えします。

この難病患者の指定拡大につきましては、国のほうの法律によって平成27年1月1日から段階的に拡大していくと。先ほどの説明の中でもありましたが、1月1日にはもう110疾患に拡大していくという今スケジュールが国のほうでできておりますので、市のほうもそれに倣って1月1日からの施行ということで進めました。

(福祉部長)今回の条例、難病の改正で、今先ほど委員さんがおっしゃったように周知の期間がないから4月1日になぜしなかったのかというご質問ですけれども、実際の改正は9月議会でやらせていただきましたので、今回はあくまでも手続上の問題でありまして、病名が変わるとか、手当の額が変わるとか、制度上が変わるわけではございません。あくまでも今回の改正は手続上であって、県が受給者証を出すということが法的にきちっと位置づけられましたので、それに合わせて条例も改正していると、そういうふうにご理解いただければと。ですので、周知期間もそういった意味では9月でやらせていただきまして、11月の広報並びに各受給者のほうへ個別通知を差し上げたと、そういうふうになっております。

以上です。

(加藤)では、今のことは。9月には、手当だけの内容ではなくて、手当のその減額だけでなくて、そうなっていたのでしたっけ。

では、またちょっと1点お聞きしますけれども、これは国のほうのそういう疾患の数がふえるというふうなことの内容になってくるわけですけれども、その手当というのは鴻巣市独自でやっている内容ですよね。あ

のときのその減額するというふうな内容ですと、今まで大体年間4,000 万 程 度 の 予 算 組 み が さ れ て い る 中 で 、 こ う い う ふ う な 制 度 が 変 わ る こ と で 倍、8,000万とか、かなりの予算がふえるというふうなことの中で5,000 円を1,000円にするというふうなことの提案で議決されたわけですけれ ども、実際に来年度の夏ぐらいまでにこれが正式に全ての病名というか、 疾患が出てくるというふうな中で、早々と減額をするというふうな提案 で議決されてしまったわけなのですけれども、予想としたら1.9倍ぐらい ふえるということの内容であったかなと思うのですが、これは早々と鴻 巣市がそれに取り組んだということは本当に評価する内容だと思うので すけれども、ただ本当に5,000円を1,000円にというふうなことで、本当 に今までは月1回病院に行く交通費ぐらいは出ていたけれども、とても 1,000円では無理だなんていうふうな、無理というか、本当交通費も出な いのだなというふうな直接の患者さんから聞いたこともあるのですが、 では本当にこの数字が思ったほどにふえていかなかったときにもう一度 その手当の額を考えるという、そんなことがあるのか、ないのかを最後 にお聞きしたいと思います。

(障がい福祉課長)この件につきましては、先ほど部長がお答えの中でありましたとおり9月議会で議決をいただいたものであり、1月1日施行ということになっておりますので、まだ現在施行されていない状況でございます。したがいまして、これで施行された後の数値について多かったり少なかったりとか、そういうことについては現在考えておりません。

以上でございます。

(加藤)ですから、本当未定の中で早々と9月にそういうふうになった わけではないですか。なので、実人数のわかったときにはそういったこ とは検討するという考えがあるのか、ないのかというふうなことをお聞 きしたのですけれども。

(福祉部長)前回の9月定例会の委員会の中でも、その1.9倍が鴻巣本当に1.9倍になるのか、少ない可能性もあるのではないのかというようなご指摘いただきました。その1.9倍はあくまでも国が23年度ベースで計算し

たものでありまして、確かに市のほうでそうなるかというのは実際に施行されて数年見てみないとわからないという実態です。前回の手当のことで予算上市の単独予算ですので、非常に厳しい問題があるというのはこで予算上市の単独予算ですので、非常に厳しい問題があるというのはっての理由にはなっていますけれども、自立支援給付サービスが受けられるとに伴いまして、自立支援給付サービスが受けられることに伴いなのです。その自立支援給付サービスがもられるとの事業費が膨らんできておりまして、当然市のです。一番の大きな理由は、基本的なサービスはこの難病関連も総合支援法下でサービスが受けられることになりましたので、全体を考えながらこういった施策を見直したと、そういうふうにご理解いただければと思います。ですので、人数が1.9倍になる、ならないという理由でこの手当をもうー度見直すかと言われれば、そういったことは今のところ予定はしておりません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は挙手で行います。議案第102号 鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙

手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 鴻巣市立学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(保育課長)議案第103号 鴻巣市立学童保育室設置及び管理条例の一部 を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、題名を「鴻巣市放課後児童クラブ設置及び管理条例」に改め、児童福祉法の改正に伴い、対象児童を小学校に就学している児童に、また名称を「学童保育室」から「放課後児童クラブ」に改め、土曜日及び小学校の休日期間における開室時間を午前7時30分から午後7時までといたしました。さらに、「保育料」を「利用者負担額」に改め、算定根拠を「所得税額」から「市町村民税額」に改めるものでございます。現行の保育料につきましては5階層に区分されておりまして、生活保護世帯や準要保護世帯につきましては無料、最高額は所得税額30万円以上の世帯が1万円となっております。新たな利用者負担になった場合につきましては、生活保護世帯等につきましては今までどおり無料で、市町村民税額が22万以上の世帯が1万円となります。この所得税額から市町村民税に変更になることにより、極力保護者の方の負担が変わらないようにし、全体の保育料の調定額の同額程度といたしました。試算ではありますが、約82%の方は保育料の変更がないものと考えております。以上です。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田)今回103号について変わる、まず名称が変わるというのも大きいのがあると思うのですけれども、これが名称が変わるのは上位法の関係ですか。特に何か大きな理由があって。学年が全学年になるから保育ではないということを意味しているのか。確認です。

(保育課長) 名称、放課後児童クラブに変わるということでございます

が、これにつきましては児童福祉法においても同事業のことを放課後児童健全育成事業といっております。国におきましても放課後児童クラブと表記をしておりますので。また、9月の議会のときに可決をさせていただきました鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例との文言の整合性を図ったものでございます。以上です。

(潮田) 今私のほうには、この学童保育室のスタッフの側からのいろんな声が来るのですけれども、人数がすごく少ないところもありますけれども、多いところはかなりパニック状態になるぐらいというふうに聞いているのですけれども、今回の学年がふえる、また時間もふえるということで、スタッフはどのぐらいふやす予定とかがあるのでしょうか。

(保育課長)放課後児童クラブの指導員の関係でございますが、現在につきましては15人に1人と、児童の人数によりましてスタッフを配置をしております。来年の4月からにつきましては、先ほど申し上げました基準条例に基づきまして40人を単位とするというようなことで考えておりますので、子ども40人につきましては指導員2人という形で考えておりますので、現在とそんなに変わらない職員というか、指導員は配置できるのではないかと考えております。

(潮田)朝の時間が30分早まる、そこの部分も今いるスタッフの中で時間を延長するという考えなのでしょうか。

(保育課長)小学校の休業期間、主に夏休みになろうかと思うのですが、この約40日ぐらいの期間につきましては、現在は8時から行っております。これにつきましては、現在のスタッフにつきましては通常の平日では授業が終わった後1時から2時ごろから7時までという形でローテーションを組んで実施をしておりますが、夏休みにつきましては、現在もそうなのですが、スタッフを増員を、臨時職員を採用いたしまして対応をしているところでございます。今後につきましても、8時から7時30分と30分延長をされたことに伴いまして、ローテーションを組むにつきましてはどうしてもスタッフのほうが何人か余分になるのではないかと考えております。

以上です。

(潮田) その指導員のほうからのいただく相談というのは、単純に人が足りるとか足りないだけではなくて、今どうしてもシングルマザーでお仕事を持っているので、学童ではなくて今度児童クラブ、放課後児童クラブに預けなければならないお母さんたちの中には精神的にかなり参っているお母さんたちがいて、そっちの対応もスタッフのほうがするような場面も多い。単純に子どもを預けて、ではさようならというわけではなくて、その働いているお母さんたちにとっては唯一会話ができるのがこの放課後児童クラブのスタッフの方たちという声とかもありまして、ここについてはもうちょっと、国の規定では15人に1人というふうになっているということなのですが、実際にはもう少し多くしてほしいという声は担当のほうには行っていないでしょうか。

(保 育 課 長 ) ス タ ッ フ の 増 員 に つ き ま し て は 、15人 に 1 人 と い う こ と を 今までは県の基準に基づいてやってきていました。今後もそれ等を遵守 しながらやっていきたいとは思います。ただ、担当のほうにも、スタッ フ の ほ う か ら は 学 童 に な り ま す と ど う し て も 体 が 、 保 育 所 と 違 い ま し て 4年生、今度5年、6年もお預かりすることになりますとどうしても指 導員、スタッフの方が女性の方が多くございまして、主婦の方だとかち ょっと体力的にもう5年生、6年生になってしまうと何か暴れたといい ますか、ときに抑えるのが1人では難しいというような状況も理解はし てございます。それらのを含めまして、何かあったときには至急市のほ うに連絡をしてほしいということで、市のほうでも極力すぐにその学童 に向かうようにはしてございます。それと、学童保育室は、学校だとか 公民館、児童センターと併設している学童もございます。児童センター、 中央公民館等の職員おりますので、緊急の場合にはそちらにもというよ うなお話はしております。通常の保育におきましてはある程度、15人に 1 人、20人に1人、40人に2人というぐらいの人数で、学童の部屋は狭 いということも一部にはあるかと思うのですが、何とか保育のほうは回 っているものだと考えておりますが、ただ今後6年生までお預かりする ことになったときにどうしても考えなくてはならないものかなとは思っ

ております。

以上です。

(潮田)まさにそこの部分で、どうしても学童保育室、この前も行ったところのスタッフ、男性の方もいらっしゃいましたけれども、やはり今後男性の方でアルバイト、短時間のアルバイトでも、そういった募集の仕方というのも考えていく必要があるかなというふうに考えます。やはり低学年ぐらいまでだったら女性の母性というか、も大事ですけれども、高学年になってくると先ほども言いましたシングルマザーのところの子どもたちにとっては男性の指導員ってとっても何かうれしいというような声も聞きましたので、そういった定年退職をされてから、でもいろんな考えがある元気な方もいらっしゃいますので、ぜひとも何か広い意味での、子どもたちを育てるという意味での募集の仕方も今後ちょっと考えております。

私のほうからは以上です。

(保育課長)委員さんのおっしゃるとおり、家庭でもそうですが、お母さんとお父さんがそろっている家庭が標準な家庭だと考えておりますので、保育でも学童保育室でも男の人と女の方の役割が違ったものが当然必要になってくるのかなと。確かに子どもさんも男の方がいると喜ぶという形で、今保育課のほうに再任用の方が月に何回か全部の学童を訪問をしております。その中でも喜んで遊んできたりするというようなことも聞いておりますので、その辺のところは十分検討課題かなと思っております。

(加藤) 今回のこの改正では、今までの所得税額から市町県民税のほうに変わるというふうなことですね、まず。その中で所得税が30万以上の方は保育料が1万円、今回の市町県民税のほうの22万が1万円と。先ほど82%の方がほとんど保育料が変わらないというふうなことでしたけれども、その82%の方はこのことによって高くなるというふうな、逆に……(82%は変わらないんだよの声あり)

(加藤)変わらないのですよね。

(保育課長)所得税額が市町村民税に変わるということで、82%の方が変更なしというお話をいたしました。これにつきましては、今と、現行と新しい市町村民税額になった場合でも82%の方は同じ保育料ということでございます。

以上です。

(加藤) ちょっと間違えました。82%は変わらない、18%が結局変わるということですよね。変わるほうでいえば。その方たちは今までよりも上がるという状況になるのでしょうか。

(保育課長)82%以外の方でございますが、保育料が上がる方が約10.5%でございます。それと、保育料が下がる方が約7.3%でございます。保育料が上がる方につきましては、一番、D階層の8,000円から1万円に上がる方の78%、大勢を占めてございます。それと、下がる方でございますが、下がる方は8,000円から5,000円に下がる方の71%を占めております。金額にしますと、上がる方が2,000円、下がる方が3,000円という形になりますので、先ほども申し上げましたとおり総体的な保育料利用者負担の徴収、調停額につきましてはほぼ同程度の金額が維持できるのではないかということで算定はしております。

以上です。

(加藤) これ長期休みの関係ですよね。時間単位も7時半からというふうに変わるというふうなことで。今鴻巣においては直営でやっているところがあるわけですけれども、いつもそのNPOで指定管理としてやっているところの方の話を聞きますと、これ長期休業のときにだけ預けるという、預かるというか、そういうお子さんもいらっしゃるわけですよね。そうすると、やっぱりNPOを運営していく中で、日常放課後、本当に放課後の児童クラブとして預かっている方にはそのNPO、料金というのですかね、会費として年会費とかいただく中でいろんなものを運営したりしているのに、長期休みのときだけ預ける人はそういうこと関係なく、本当にこれの保育料だけで預けられるというふうなことは、やはりその保護者の人たちからいろんな、役員とかいろんなことをふだん預けている方はやりながら

の運営になっているわけで大変不公平だというふうな声があるというこ となのですけれども、例えばそれはうちに直接言われたわけではない、 私の今のことでちょっとお聞きするのですけれども、では長期休みだけ のみ預ける方に対しても、そうはいっても本当に朝から夕方までという ことで、長時間で40日という期間もあるわけですね、夏休みなんかは。 そういう方に対しても、そこのNPOの方がNPOのその運営費という か、そういうものをそれは独自に、市がどうとかではなくて独自にもし いただくとすればなると思うのですけれども、そういうものはもしいた だくというふうなことになっても市としてはそれは認めるのかどうかち ょっとお聞きしたいと思うのですけれども。認められるのかどうか。 (福祉部長)ちょっと私の、今加藤委員さんのおっしゃったことがちょ っと理解できないのですけれども、市が委託というか、指定管理として やっていただいているのは学童全般にわたって決まったことをやってい ただく。それは、NPOであろうが直営であろうが変わらないわけです。 必要以外のものというのは本来多分お金を取っていない。現実的には、 今保育料というか、この負担以外ではおやつ、それから例えばNPOが 独 自 で ど こ か へ 連 れ て い く と き の 利 用 料 と か 、 そ う い っ た 分 野 で は 参 加 者が取っていただいて結構です。ただ、放課後子どもクラブを運営する 本来の趣旨でお金を取っているということはあり得ません、この利用料 以外は。ですから、逆にそれを取っているとなると、それはこちらのほ うが当然どういうことなのかという形で指導をさせていただくような形 になります。ですので、あくまでもこの保育料以外で夏休みとふだんの

以上です。

かと思います。

(加藤) 私も直接自分でやっているわけでないので、わかりませんけれども、よくきちんとしたNPOのその運営の仕方というのはわかるわけ

ときに差をつけているわけでもございませんし、極端な話、放課後から

夕方、夜7時ぐらいまでと夏休み1日フルタイムでいてなぜ料金が同じ

なのかと、こういう議論は実は内部ではありますけれども、そういった

意味で差をつけているということはあり得ませんので、それは多分違う

ではないのですけれども、やはりそのNPOというふうに立ち上げた中 で運営していくのにはそれなりにいろんな会議をしたりとか、いろんな ことであるわけですよね。だから、独自のNPOの運営をしていく上で、 やはりそのNPOの中に会員としてですかね、子どもを預けるというこ とよりはそのNPOの会員としてなのか何かわからないのですけれど も、そういうものというのは例えば年会費とか何か取るというふうなこ とに対してはやはり市としてはおかしいというふうになるのですかね。 その辺ちょっと私もよくわからないので、お聞きするのですけれども。 ( 福 祉 部 長 ) N P O の 運 営 自 体 で お 金 を 取 る 、 取 ら な い と い う の は 、 私 どもが指定管理としてお願いしている部分とは全く関係ありませんの で、それはNPOが勝手にやっていただければ結構だと思うのです。あ く ま で も 学 童 と い う 形 で 事 業 を 指 定 管 理 し て お 願 い し て い る 分 野 で 利 用 者に差をつけているという、それはもう完全に私どもが指導入りますけ れども、委員さんがおっしゃっているのはそのNPOの会員になって何 かをやるとかと、会費を言っているのではないかなと思うのです。です から、そこら辺はきちっとNPOに確認していただいて、この公式の場 で述べるのであればきちっとやっていただかないと、私どももあらぬ誤 解を受けられても困りますので、そこら辺のほうは整理していただけれ ばと思います。いずれにしましても、うちのほうでやっているのは、こ の保育料プラスおやつ代と、あとは弁当代等もあるかと思いますけれど も、そこら辺がお金がかかってくる分野だというふうに認識しておりま すので、よろしくお願いいたします。

(菅野)金のことと保育の内容とはリンクするわけですけれども、正規の職員を一人も置かないで全部臨時の職員に子どもの命を預けるとはいかがなものかと思うのですよね。もっと削るところあるのではないですか。ちゃんとこういうところのお金を出して。第一NPOなどは大変な中で本当に意義に燃えてやっていただいているので、キャンプしたり映画見に行ったり、プールに行ったりとかいろんなことをやっているのですよね。でも、市営でやっているのは管理がもうされていて、中央学童見たってそこの夏の暑いのに1日いて、せせらぎ公園の水浴びさせない

ではないですか。とにかく映画館だってあるのに映画に行くわけでもな い。プールなんて、では上尾かはなさき行かなくてはいけないから、と んでもない、行かない。正規の職員をきっちり配置して、誰が責任を負 うのかという体制にしないと内容が充実しないと思うのですよね。みん な臨時の職員でくるくるかわっていくわけで、子どもたちがおおらかに やっている学童と1人、2人が管理して管理保育の中で過ごしていると いう、大変保育内容に差があるのです。でも、幾ら言ってもみんな臨時 のおばさんですから。代表みたいな人いますよ。何々かしかお金払って 代表にしているのでしょうけれども、その人だってパートですから、来 たり来なかったりですから、いつもいる人ではないのですから、そこら 辺を何とか子どもを見る体制を人的にできないですかね。いつも答弁は 決まっていますよ。午後からなのだから臨時の職員でいいのだと言うの ですけれども、ではNPOは臨時の職員でやっていませんよ、全部。1 人 は 正 規 の 職 員 に し て 、 10時 半 ぐ ら い か ら 来 て ち ゃ ん と 準 備 し て 、 子 ど もたちが来た時点ですぐ保育に入れるように打ち合わせだ、何だしなく ていいようにいろんな準備があるわけですから、お金を集めたりもある わけですよね。第一おやつ代が2,000円も払うのですから。学童が3,000 円だ、5,000円だと言っていますけれども、おやつ代はもう貧乏だろうが 金 持 ち だ ろ う が 、休 も う が 来 よ う が 2,000円 、これ も 高 い も の で す し 、何 とか内容が法的なものがやるのだという内容になりませんですかね。正 規の職員をせめて1つの学童に1人ぐらいなぜ配置できないのかと。ま ず、これをお聞きしたい。

(福祉部長) 非常に私も職員を正職員当然配置できれば一番いいなというふうには思っております。でも、現実的にやはりなかなか配置できないということで指定管理を導入してやらせていただいているのが現状です。指定管理をやっているNPOが正規職員を置いているではないかと。NPOとまた市の職員と同じ線上に置いて比較するというのはなかなかちょっとできないなと思っています。先ほど課長が申し上げた中で、うちのほうとしてはやはり直営の部分に関しましてはできる限り本庁側の職員が見回りができる体制をやっぱりつくるしかないだろうということ

で、おととしから再任用もふやしまして対応をさせていただいでいます。今後も当然5年、6年と鴻巣地域もふえす員だとすので、先ほど課長が言ったように時にはけんかして女性の指導員にはからして女性の指導にはないるが年に数回あります。そういった場合にいるが年に数回あります。そういったが歌回ができるのかのに関していたがきるのかいところもありますので、担当の職員が今他市の状況も確認していったとができるのか、ただ単に預かってそのまま返すというよういとではなくて、何かできないかということも検討ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(菅野) 理解なんかしません。だって、管理しているだけじゃない。だ って、民間のNPOのところなんか行ったらおいしそうなハンバーグ焼 いていますよ。こんな大きなハンバーグで、おいしそうな。でも、市の 学童なんか火使うのはだめと。昔は民間でやっていたときは帰ってきた らホットケーキ焼いたり、サツマイモをふかしたりとか、そういうのあ ったのですよね。でも、今はそんなのだめといって全部買い食いです。 買ったものです、全部。だから、高いですよ、買ったものは。お菓子と かプリンとか何かですから。本当に2,000円の中で大変苦労して配置して いると思います。そういう責任持ってちゃんと子どもに対応できる人が いないからそういうことになるのだと思うのです。まして再任用の人が 3人ぐらいくるくる回るって、そんな子どもを抑え切れないなんてこと ないですよ。抑え切れないとどういうことをするかと思ったら、中央な んて、今転勤したけれども、どなりつけて立たせて、ずっとどなってい るではないですか、子どもに。その人は転勤になってみんなほっとして いるけれども、行ったところはまた大変だと思うのですけれども、そう いう上に立つ人の、古い人が上に立つ人で、その人の個人的な個性で集 団教育がされているというのが鴻巣の、NPOは別にして、実態ですよ ね。それで、NPOにすれば、1人正規の人をやれば時間がかかるので、 給 料 が 安 く て 、 市 よ り 安 い 給 料 で 配 分 さ れ て い る と い う 状 況 で 、 大 変 経 費についても市の場合細かく言いますよね。消耗品は1万だと。1万で できるわけないではないですか。でも、きちょうめんな人は1万でやっ たのよ。菅野さん、大したものでしょうと。いや、大したものではない よと。必要なのはちゃんと市が出すのだから、出してこそ大したもので しょうと言うのですけれども。そんなものです。ですから、本当にやる 気なら保護者会もちゃんとつくってやるべきなのですよね。ただ、お勤 めしているから、そんな面倒なのなくていいと言う人もいるけれども、 では保育所なんかはそれなりにちゃんと保護者会があるではないです か。それで、保護者も意見を言ってやっていくと、そういうことなので す。鴻巣だって本当は民間委託したいわけ。民間って、NPOでもやり たいけれども、NPOがあらわれないからたまたま市でやっているだけ で、NPOにやりたくてしようがないわけです。何でももう民間に任せ るのが大好きなのだから。もう採算合わないからであって、ましてさっ き か ら 男 の 保 育 士 、 男 の 保 育 士 な ん か 来 る わ け な い で しょ う 。 臨 時 で ど うやって食べていくのですか。ですから、正規の職員なら男の保育士も 来るのです。若いお兄さんが。市役所の職員なら来るのです。ですから、 正規の職員、若い男の保育士を1人入れて、その人を育てていくという、 それが本当にいい保育につながると思うのですけれども、そういう考え になれないでしょうかね。保育のことを真剣に考えている人がいないで すよね。保育の関係が一番転勤が多くありません。一、二年でころころ、 ころころ課長が転勤していくの。そんなことないですっけ。一時一、二 年で転勤していって、どうなってしまうのと言ったですけれども。人的 配置についてもお聞きします。

(保育課長)指導員さんの資質の向上でございます。

これにつきましては、委員さんのほうもよくご存じかと思うのですが、 主任、代表指導員という形で1人その学童保育室の中心になる方を配置 をしております。また、その人たち、13カ所ありますので13人おるので すが、月1回は市役所のほうで代表者会議といいますか、打ち合わせを 実施をいたしまして、今月の予定だとか保育の内容だとかは市のほうで も担当のほうでも把握はしておるところでございます。ただ、先ほども 部長のほうからもお話があったとおり、正職員というのは現在のところ 難しいのではないかなと考えております。

また、先ほども申し上げたのですが、危機管理の関係につきましては、 保育所もそうなのですけれども、女の方が多いところでございますので、 保育課といたしましてはすぐに現場のほうへ駆けつける体制は十分整え ていきたいと思っております。

以上でございます。

(菅野)十分に駆けつけられるわけないでしょう。だって、あそこ7時 までやっているのに。今度はまして朝7時半からですよ。7時半という ことは、親は7時に置いていくのです、今度。置いていくのですよ。だ って、置いていかないと間に合わないのだから、置いていっています。 そうすると、先生はもう無料で今度7時に来るのです。7時か7時15分 ぐらいとかに来るのです。だって、もう3年生ぐらいだったら学童の先 生来るまで待っていなさいと置いていけるのですから。だって、仕事が 大事だから置いていっています、間に合わないのだから。ですから、責 任負いますなんて、負えっこないですよ。だって、人を配置していない のに、職員は5時15分までなのに、7時までなのにね、配置もしていな いで責任負いますなんて、言えっこないことを言っているのですよね。 部長、そう思いません。では、けがしたときどうしているのだといった ら、職員が車で病院に連れていく以外ないとかと言うではないですか。 7 時ごろ、例えば何かけがしたとか倒れたとかと言ったら私の車で連れ ていくのよと。職員がいなかったと。責任を負う体制にやるというのな ら、何らかの形で本庁でもそれに対応する人を配置するというふうにし ないとならないと思います。まして今度6年生までと。1年から6年ま で 見 る と い う の 大 変 技 術 的 に も 難 し く な り ま す よ ね 。 特 別 な 対 応 が 必 要 ではないかと思うのですけれども。

(福祉部長) やはり事故とか、そういった対応は、菅野委員さんおっし

やるとおり職員がいなければ現場で対応せざるを得ませんので、そこら 辺のところは当然現場にいる人間にやっていただかざるを得ないという ふうに認識しています。ただ、私どもが先ほど来申し上げたのは、現場 だけでは解決できない問題を本庁舎側がきちっと捉えて認識するべきだ ろうということで、そういった意味で巡回をさせていただいたり、緊急 の場合での対応措置を考えているということで申し上げました。

それと、今のお話の中で 6 年生の問題なのですけれども、一番問題なの は 大 き な 部 屋 に 人 数 が 少 な く て 1 年 か ら 6 年 ま で い る 分 に は 余 り 問 題 は ないのですけれども、最大の問題はやっぱり今定員に対して非常にきつ いというのが理由です。低学年と高学年が一緒にまじっている中で、当 然 体 力 差 も 小 学 校 1 年 生 と 6 年 生 で は 雲 泥 の 差 が あ り ま す よ ね 。 こ こ ら 辺が一番心配されるところです。今の傾向なのですけれども、大体4年 生の夏過ぎぐらいからやっぱりやめていくケースのほうが結構多いので す。これやっぱり1人でいられるというのも一つでしょうし、いろんな 習い事が始まったりしていくと。ですので、急激に5年、6年がどんど ん、どんどんふえていくというよりも、5年、6年の方というのは自分 の兄弟がいたりとか、一緒に見ていてもらいたいということで親御さん が6年生、5年生の方も入れているケースが多いふうに認識しておりま す。ですので、急激にこの5年、6年の対応よりも、やっぱりすぐしな くてはならないのは狭い、定員に対しての部分、それから低学年、定員 がいっぱいになっている中で、ではどの優先的にお預かりするのかとい えば、やはり1年であったり低学年であったり、家に本当に誰も、近所 にも誰もいないという、そういった状況を見ながらやっぱり見ていかな くてはならないと。一方では、当然施設的な整備というのも必要かとは 思いますけれども、すぐ整備できるものでもございません。一方で、こ の間も議論になりましたけれども、学校との連携ということで放課後子 どもプランが文科省と厚労省のほうから提示されましたので、そういっ たあらゆる要素を活用して、とにかくそういった問題が少しでも小さく なるように対応をしたいと考えております。

以上です。

(菅野) そうすると、学校の夏休み中、例えば学校のプールが利用できるのかとか、学校のもちろん運動場、あの暑い中ですから、体育館とか、そういうのが開放される方向性も見えるのでしょうかね、放課後クラブとなると。学童も一緒にできるような状況になるのか。

それから、正規の職員を1人配置にしたらどれぐらい人件費が上がるものなのでしょうね。鴻巣がひっくり返るほど人件費が何億と上がるのですかね。今のいる人数を1学童で1人正規にするということでどれぐらい予算がふえるものなのでしょうね。予算的に。大体計算できません、中堅の職員を配置したとして。そんなの何千万ではないのかな。

(福祉部長)まず、学校の施設を使えるかというと、これはやっぱりと思われて、大丈夫だとの地談を使えるかといいと、大丈夫だとでいいと、大丈夫でもったのでは、大丈夫でもったの中で、大力にも、その中では、当然非常な細菌とかいでも、は非常に難しいと思います。というのは、当然非常な細菌とからで、からはますので、からものはでも、がいったりますが、かったり、体育館の中のは、当然部屋が狭かったり、体育館の中のは、当然部屋が終かったり、体育館の中のの、当時で、こととはそれぞれの学童によってそれぞれがよりといっただいたりと。そこの学立しているが、はいたがは、今後国が出しているが、はまなさませていただされたが、今後国が出しているが、会裕教室とでいただきたいと。ただ、今後国が出して、学校の部屋が、余裕教室とでいただきたいと。ただ、今後国が出しております。というように理解しております。に有後は進んでいくかなというふうに理解しております。

それと、市の正職員を置いたら幾らぐらいふえるのかと。この市の私が行くのと来年入る新人とは大分違いますけれども、仮に300万から400万円の給与をもらっていたとしても、それ以外に保険とかさまざまな分野が出てきますと当然 1 人500万、600万という世界になってまいります。今直営が13ですか、13ということは単純に計算しても6,500万。

(何事か声あり)

(福祉部長) 定員のほうも、これは委員さんの考え方と市のほうの考え 方というのは若干のずれがあるかもしれませんけれども、そういったこ とを考えますと今できる範囲の中で対応せざるを得ないのかなと。そう なりますと、やはり本来はそういった指定管理の導入であったりとか、 できるだけ現場に臨時職員でも手厚い、人間を少しでも配置できるよう な、そういった工夫をやっぱり心がけるのが現実的かなというふうに考 えております。

以上です。

(菅野) 待機児童というのはどういうふうにつかめているのかね。学年によって1年生でもいっぱい入るときと入らないときと結構あるのですよね。差があるのです、中央を見ていても。だから、今からあれかもしらぬけれども、待機児童はどういうふうにつかんでいるのでしょう。

(保育課長)学童保育室につきましての待機児童は現在はございません。 以上です。

(頓所) それでは、第4条の児童クラブに放課後児童支援員を置くということなのですが、前回、改正前は指導員で、保育士もしくは教員の資格のある者または児童の養育に知識、経験を有する者をこれに充てるという文言がありました。今回この放課後児童支援員というその資格というかね、どんな人がというその。もう前はちゃんとした、ちゃんとしたというか、保育士であったりという、専門職と言われる資格者を置いているのですが、今回はこの支援員となるとそういった採用に当たってどういった、子育てしている人はみんな専門家だと言われればそうですけれども、やはりきっちりとした専門職を充てるべきではないかなと思っておりますが。

(保育課長) 9月議会のときに可決をしていただきました鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これの第11条第3項によりまして放課後指導支援員の資格が規定されてございます。これにつきましては、保育士の資格を持っている方、社会福祉士、それから高等学校卒業者であって2年以上の児童福祉事業の従事者、それから教員の免許を持っている方、それから大学だとか大学院におきま

して社会福祉学、心理学の課程を卒業した方で市町村長が適当と認めた方にちが都道府県の、県の実施をいたします研修会を修了した方に限るという形で規定しております。現在につきましては、学童保育室の指導員については育児経験もあるよということで採用はしてございますが、今度条例が決まりましたので、これに基づいて採用をしていきたいと。それと、積極的に県の研修会に参加をしていただいて支援員になっていただくという形で考えております。

(頓所)はい、わかりました。専門職を充てるということで理解いたしました。

先ほど基準が40人が単位というふうにお伺いしたのですけれども、その40人単位というのは今の学童の中で40人以上も、超えている場所がありますよね。それはどういうふうに解釈したらいいのかお伺いします。

(保育課長)学童保育室の基準40人ということでなっております。現在 鴻巣市におきましては大きな部屋に40人以上入所をしている状況でござ いますが、これにつきましては間仕切りをして分けて少人数の保育をす るということでも可能ですということになっておりますので、そのよう な対応を考えております。

以上です。

(頓所) そうしますと、40人以上のところは先生の配置、指導員の配置 も40人というと3人と3人となるの。そうですか。はい、わかりました。 結構間仕切りしたりすると、そうすると逆に大変ではないですかね。

(保育課長)間仕切りといいましても、カーテンでできる簡単な間仕切りを考えておりますので、そんなにそこで壁をつくるとか、アコーディオンカーテンをするとかというのではなくやっていきたいと思っております。

(頓所)目に見えないカーテンがあるというか。はい、わかりました。 そうすると、その40人、40人の単位というのは、それぞれ1年生から6年生とか、その分けるのは低学年とか、それぞれの学童保育室に、児童 クラブに任されるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

(保育課長)40人の単位でございますが、おっしゃるとおり学童保育室

におきまして縦割りの保育ができるように1年生から6年生をまぜて40人にしたほうがいいというところと、やっぱり低学年と高学年を分けて保育をしたほうがいいというところがございますので、その辺のところにつきましては学童の状況によりまして決めていきたいと。

(坂本) 今のに関連してなのですけれども、吹上と下忍はもともと建物 の構造上分けていると思うのですけれども、吹上、下忍はどのように分 けているのか教えてください。

(保育課長)吹上と下忍の学童につきましては、昨年度2年間におきまして整備をいたしました。2部屋あるという形で、県の補助金等につきましては、そこについては分室という形で、2つの学童があるという形で今補助金をいただいているところでございます。

(坂本) 学年の分け方とか、学年分けとか、そういう。

(保育課長)済みません。以上でございますが、先ほどちょっと頓所委員さんの質問の中でちょっと漏れました。

先ほどの40人というのは4月1日以降のことでございますので、それ以降に検討していきたいと。

以上です。

(坂本)済みません。先ほど質問したのは、下忍は例えばでは学年で縦割りなのか、低学年と高学年なのか、吹上も縦割りなのか、低学年なのか。 か高学年なのか、わかったら教えてください。

(保育課長)それにつきましては、現在こちらでも把握しておりませんので、NPO法人と相談しながら決めていきたいと。NPO法人の意向を考慮して決めていきたいと思っています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 今回の改正で保育料が8,000円から5,000円に71%が下がるとい う、賃金が上がる人の中の71%が、下がる方もいますけれども、逆に8,000 円だった人が1万円になる方も78%いるということで、だから、この金 額は全員の78%ではないですよ。上がる人の中の78%という意味です。 そういう説明でしたけれども、どちらにしろ上がる方がいるわけですよ ね。その点は生活が大変大変で、共稼ぎしているとか母子家庭などもい る中、保育料が上がるという規定には、条例には賛成をできません。 それから、児童クラブ、いろいろ今回制度が変わるわけですので、やは り き ち ん と 正 規 の 職 員 を 配 置 し て 、 子 ど も を 育 て る と い う の は 何 よ り 大 切な市の事業であると思うのです。きっちり正規の職員を配置すればそ れこそ男性の子どもたちが望む職員の配置もできるわけですので、今の ように臨時の職員である限り結局は扶養の範囲なりわずかな給料でもや っていけるとなると女性の職場となって、女性自身が本当に安上がりの 労働力として使われる最大の現場となっているわけですので、職員配置 についても正規の職員を配置すべきであるという点を指摘して反対をし ます。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第103号 鴻巣市立学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する 条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)

 $\Diamond$ 

(開議 午前10時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第104号 鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例及び鴻巣市こ どもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例について執行部の 説明を求めます。

(こども発達支援課長) それでは、議案第104号 鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例及び鴻巣市こどもデイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

この2つの条例の一部改正を行う主な理由は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴うものでございます。具体的には、児童福祉法の一部改正に伴いまして、この2つの条例の中で引用している法律の障がい児通所支援等を定義している条文が繰り下げられることから、改正後の児童福祉法の条項番号に合わせるためのものでございます。また、本条例の一部改正の施行日は、児童福祉法の一部改正の施行日に合わせて平成27年1月1日からとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) つつみ学園とデイサービスセンターに今通園している人が何名 ぐらいいるのかお聞きしたいと思います。

(こども発達支援課長) つつみ学園は、現在10名が通園しております。 それから、デイサービスセンターのほうですが、登録者数はまず現在療育関係、児童発達関係ですが、こちらが36名、それからデイサービス、 放課後等の預かりのほうですけれども、こちらが34名が登録しております。

以上です。

(菅野) そうすると、デイサービスは登録者のうちのどれぐらいの方が 実際に利用なさっているのか。

(こども発達支援課長)実際にこどもデイサービスセンターの定員はこ ども発達支援と放課後等デイサービス合わせて30名ということにはなっ ておりますが、実際には今申し上げた数字合わせますと70名近くになるわけですけれども、特に療育の関係についてはローテーションを組んで、できるだけ多くの児童に利用していただくという形をとってございます。

(菅野) そういうことは、では34名と36名の70名が実際にはローテーション組みながら利用できているということなのでしょうか。

(福祉部長) 先ほどの話の中で、こどもデイサービスのほうですけれども、三十数名が登録されているということで、月平均が大体17名から18名ぐらいが利用しております。体調不良があったりとか、そういった中で、この上半期平均しますと毎日そのくらいの方が利用しているという状況です。

(菅野) それで、これは例えば特別支援学級などから送ってきてもらって、こちらで迎えに来ない人には送っていくということになっていましたよね。では、それは就労している利用者の方のご家庭にその人の時間に合わせて送っていくような体制がきちんと確立して利用者がいるのでしょうか。

(こども発達支援課長)行きの場合には、それぞれ例えば特別支援学校の場合にはその学校のバスで送ってきてくれますし、あとは特別支援学級のほうについては届けていただくという形になりますけれども、帰りについては希望者についてはデイサービスのほうで送り届けるという形をとっているということになっております。ちょっと数字的なものは私今手元に用意していないのですけれども、そういう体制は整えているということになっております。

(福祉部長) こどもデイサービスは、先ほど菅野委員さんおっしゃった 就労という言葉でありましたけれども、就労とは直接関係ございません。 ですので、多くの方が在宅されている方が多いというのが現状ですので、 迎えに来ていただいているのが基本です。 ただ、そういった意味で就労 されていていらっしゃらないとか、 運転手がいないとか、こういったと きにはその有料の障がい者の先ほどのサービスの中で対応させていただ きまして、車は多分当初2台だったと思うのですけれども、申し込みが あれば自宅まで送っていくと、そういう形をとらせていただいている。 ただ、多くが迎えに来ていただいているのが現状かと思います(下線P.55 「現在は送っていくことが圧倒的に多いそうです。ほとんどの方が指定 管理者の車で送迎の送りをやっていると。」に発言訂正)。

(菅野)ということは、例えば行田のいろいろやっているひこうせんな んかあるではないですか。あれなんかお勤めしている方がいるから、家 族の人が帰ってこないと絶対帰せないわけですよね。1人では置いてこ れないから。6時に帰ってくるからとか、5時半に帰ってくるとかと合 わせて送っていったりしているわけです、ですから。そういうところが これができたからこっちへ行けるかと思ったら、そういう人は結局この デイサービスセンターには行けないということですね。 6 時、 7 時まで 就労していて、送ってもらって相変わらず、では民間のNPOなりそう い う と こ ろ で 利 用 し て い る の で 、 人 数 が 登 録 者 に 比 べ て 少 な い と い う こ とがあるのですね。結局条件のいい人しか利用できないということです よね。働いているご家族は、夫婦で働いて障がいのある子を見ていると いううちありますからね。多くの方がうちにいるのではなくて、条件の 合う人しか利用ができないということだと思います、その判断の仕方が。 そういう人たちは働かないでうちにいて、誰かがいて食べていけるのだ というのではないのだと思うのですけれどもね。そこら辺はある意味幅 を広げられるのかですよね。時間を長くして。できないかな、5時まで だから。

(福祉部長) ちょっと認識違うと思うのですけれども、やはり利用者というのは自分の通勤場所とか、そういった部分と、あと今まで通っていて子どものお友達がいたりとか、その環境よかったりとか、いろんなさまざまの中で選んでいるのだと思います。ですので、一概に鴻巣市のこどもデイサービスセンターが就労をしている人が通えないということではないというふうにご理解いただければと思うのですけれども、そういったことで利用を制限しているということはございません。以上です。

(菅野)でも、最後の時間が5時までとかではありませんでした。6時、

6 時半とかまで見ませんよね。 5 時まででしたよね、最終。たしか。 (こども発達支援課長)終わりの時間は 5 時半までということになっております。

(菅野) 5 時半ですよね。ですから、そこが例えば 6 時なり 6 時半になればお勤めしている親も利用できるわけです。仮に自分が迎えに来るにしてもね。送ってくれとはいかないにしても。自分が迎えに行くか、お金出して N P O に連れてきてと頼むのもできるけれども、 5 時半ではなかなかお勤めしている人の状況には対応できないですね。そういう要望ってないものですかね。仕事しているので、もっと 6 時まで見てくれないかという要望はないものなのでしょうか、今のところ。

(こども発達支援課長)現在のところ、委託をしておりますNPO法人さんのほうからはそういったお話はお聞きしておりませんけれども、こちらのほうから特に確認をしたわけではございませんので、定かなところは今の時点ではちょっとはっきりはわかりかねるところでございます。

(菅野) 70名からの登録していて利用者が十七、八名というのはかなり少ないと思うのですが、もしそういう条件の要望があれば対応できるのか。委託している業者だけの採算の問題なのかね。そこら辺は市としてどう対応するのでしょう、要望があった場合は。

(こども発達支援課長) 先ほど申し上げましたこどもデイサービスセンターの登録者数についてでございますが、こども発達支援、例えば親子教室ですとか言語指導ですとか、あるいはポーテージ、運動機能訓練等で利用される方、これらが36名ということになります。それから、放課後のデイサービスのほうは34名ということで、2つに事業が大きく分かれております。

(菅野) 34名にしても半分ではないですか。だから、さっき聞いたことに答えてください。割合が違っても半分なわけですから。十七、八名ということは。

(福祉部長)ですから、先ほど申し上げましたとおり、例えば部屋が狭 くてお預かりできないから半分を利用しているというわけではありませ ん。あくまでも利用者の状況に応じて預かっておりますので。やっぱり体調が健常者と違って非常に波があったりしますので、そういったことで今の私が申し上げました上半期の平均を見ると、ならして見れば十七、八人が利用者が毎日来ているという状況ということで理解していただきたいと思います。

以上です。

(菅野) ちょっともう一回言いますけれども、私言っているのは5時半までと時間を決めている場合は、お勤めしている人はどう考えても利用できないのが多いですよね。6時ぐらいまでお勤めしている、5時半まで勤めてきても迎えに来る場合時間かかるわけですから。そういうときに時間の延長をするのが市が言ってやれるのか、いや、業者が人手がない、金にならないからその分はだめということになるのか、その対応ができるか、できないかも含めて聞いているのです。

(福祉部長) 先ほど課長が申し上げたとおり、直接こちらのほうへそういった今の運営形態で困ると、改正してほしいというのは私のところにも入ってきておりませんので、現状は特に問題がないのかなというふうに考えております。ただ、菅野委員さんがおっしゃるとおり、そこら辺が大きいというか、大きな問題となれば当然一部見直さざるを得ないのでしょうけれども、ただそれだとしてもこどもデイサービスの時間は変更しないまでも障がいのサービスの中でお預かりしたりすることによっても対応可能になってまいりますから、すぐすぐデイサービスの放課後のその延長をするという必要性は特にないのかなというふうに理解しております。

(潮田) 幾つか確認したいのですけれども、先ほどの答弁の中で特別支援学級のお子さんもいるというふうに先ほどちょっととれたのですけれども、特別支援学校以外、学校からのお子さんが主だと思っていたのですけれども、特別支援学級在籍のお子さんも今利用者がいるということでしょうか。

(こども発達支援課長)対象となる児童ということで、特別支援学校に

通っているお子さんと特別支援学級に通学している児童さんが対象になりますということでお話を申し上げたのですけれども、実際に特別支援学級に行っている児童が通学しているかどうかというのはちょっと今私もここで把握していないのですけれども、後ほど確認して連絡申し上げたいと思います。

(潮田) 私もスタートの時点での認識では特別支援学校からのお子さんという、もちろん対象は学級のお子さんもなのだけれども、実際には特別支援学校のお子さんかなというふうに認識していたので、確認でした。あともう一点、おもちゃ図書館が、今までは総合福祉センターのほうでポーテージ等もやっていましたので、向こうで利用していたかとは思うのですけれども、これでこども発達支援センターとしてのつつみ学園とこどもデイサービスがあっちに移った時点で、前にも質問しましたといるおもちゃ図書館という形ですが、この利用から考えて鴻巣市の全体の子どもの障がいのあるお子さんへのなもちゃ図書館を移動したほうがいかなと思うのですが、現状のおちゃ図書館の利用、今年度についてのおもちゃ図書館の利用とかは。課が違うのですか、これは。障がい福祉課になってしまうのかな。

(福祉部長) もともとそのおもちゃ図書館、うちのほうが場所をお借りして療育等をやっていまして、現時点でこの大間のほうのこどもデイサービスのほうと同じ建物の中でやっていますので、実際に今おもちゃ図書館は自由に来てあいていれば使ってくださいというスタンスで社協のほうが、社会福祉協議会のほうが貸し出しをしているという形になっています。申しわけないのですが、今手元でどのくらいの利用状況に今なっているのかというデータ持っておりませんので、改めまして後で調査、社協に確認しまして利用状況のほうは報告させていただきたいと思います。ただ、場所的に引っ越して、引っ越したらどうなのかということがマイナスだというふうには理解しておりませんので、社協でやっているおもちゃ図書館を貸し出しているところでそういった療育の必要性があれば当然このこども

デイサービスのほうに来ていただきますので、利用者からしてみれば自由に遊べるところ、そういった場所でもありますので、今のまま継続をさせていただきたいなというふうに考えております。

(潮田)必ずしも全部 1 カ所に集めることが全てだとは思っていないのですけれども、どうも私がたまたまでしょうか、見る限りではおもちゃ図書館の利用は今年度は余り感じられないかなというのがありまして、より多くのお子さんにそういったおうちでは遊べないようなもので遊べる機会をというのがおもちゃ図書館の趣旨であるならば、その趣旨に沿った利用の仕方を、せっかくこども発達支援課というのができているわけですから、その意味では市としてやっていったほうが、その社協のほうというよりは全体のというふうに考えたほうがよいのかなとは思ってお聞きいたしました。

この条例については以上で。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例及び鴻巣市こども デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、原案のとお り決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例について執 行部の説明を求めます。

(学校支援課長)それでは、第105号 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例についてご説明いたします。

この条例におきましては、平成25年6月いじめ防止対策推進法が成立し、この法律によって公共団体は地域の実情に応じていじめ防止等のための基本的な方針を定めるよう努めることが規定されるとともに、いじめの防止等に関する措置を講ずる責務や重大事態に対処することが規定されたことから、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、この条例を定めたものでございます。

この条例は4章から成りまして、第1章は総則、第2章、第3章、第4章はそれぞれ鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会、鴻巣市いじめ問題調査委員会、鴻巣市いじめ問題再調査委員会の設置について、その構成メンバーや任期などが規定されております。

第2章、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る役割を担います。委員は15名以内、学校教育関係者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、市の職員、その他教育委員会が必要と認める者を考えております。任期は2年でございます。

第3章、鴻巣市いじめ問題調査委員会は、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態にかかわる事実関係を明確にするために調査を行うための市教育委員会の附属機関でございます。委員は5人以内とし、弁護士、臨床心理士、識見を有する者、その他教育委員会が必要と認める者を考えております。任期は2年でございます。

第4章、鴻巣市いじめ問題再調査委員会は、市長の諮問においていじめ問題対策推進法第28条1項の規定による調査の結果について必要な調査を行うための機関でございます。委員は5人以内とし、弁護士、臨床心理士、識見を有する者、その他教育委員会(下線P.56「市長」に発言訂正)が必要と認める者を考えております。任期は、委嘱の日から諮問に

対する答申の日まででございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) それぞれ委員構成があるわけですけれども、この13条及び21条の件でこういった弁護士、臨床心理士とかとありますけれども、3番目として識見を有する者ということが13条及び12条にもあるわけですけれども、この識見を有する者という方の選び方をどのように考えていられるのか。弁護士さんも入っていたりとかする中で、俗に識見を有する者ということで、何かの代表というふうな形でよくいろんなものでは選ばれてくることが多いかなと思うのですけれども、何を基準に識見というふうに考えていられるのかお聞かせいただきたいと思います。

(学校支援課長)まず、何を基準にということなのですけれども、このいじめ問題におきましてはこの対象が児童生徒を対象といたしておりますので、主に教育に関して識見を有する者ということで考えております。 考えております対象者としましては、大学教授や校長経験者などを考えております。

以上です。

(加藤)大学教授とか教育経験者というふうな内容かなと思うのですけれども、やはりなかなか、いじめがあるということがわかっての対応ならですけれども、それを防止するがための、まずはこのことでいろいるとやっていかなければならないと思うのですけれども、そういった意味でやはり本当によく現場でいろんなことのよくわかる方に対してぜひそういう選任をしていただきたいというふうに思いますが、もうこれがいつからでしたっけ、する中で、26年11月27日提出でいつからでしたっけ。とりあえずもう今現在、もちろんこれ人名は必要ないのですけれども、今心当たりの方というのはもう既にいらっしゃるのですか。

(学校支援課長)大体心当たりというふうな、描いているものは今あります。

以上でございます。

(加藤) ぜひそれなりの方を選んでほしいということでお願いをしておきたいというふうに思っています。 以上です。

(菅野)国の制度に基づいていじめ防止対策推進法が国で成立したので、 基本理念に基づいて決めたということですけれども、この基本理念なる ものなのですけれども、第一義的にいじめというのは子どもの本来の成 長途上で誰にでも生じ得るものですから、第一義的には教育の営みとし て解決するのがまず基本であると思うのです。ところが、自公が出した この提案の中では、子どもを服従させるような、法律でいじめを禁じる として出されてきているわけですよね。児童とは、いじめを行ってはな らないと定めて命令で押さえつけようとしているわけですよね。いじめ の放置禁止や通報、相談などの努力義務も子どもに課していると。本来 法 律 で 定 め る の は 子 ど も の い じ め ら れ ず に 安 心 に 生 き る 権 利 で あ り 、 そ の権利を守るための大人社会の義務こそ先に決めるべきではないかと思 う の で す 。 子 ど も の い じ め は 大 人 社 会 の い じ め の 反 映 で あ る と 思 う の で す。そして、今度のこの推進法の中では、自公案の中では道徳教育をい じめ対策の重要な柱として道徳心をいじめ対策の基本理念の一つにして いるわけですよね。道徳については私さんざんさきの9月議会で教育委 員長に質問しましたけれども、自公政治の代弁者のような答弁しかほと んど来ない状況でした。本当にいじめをなくすのなら、道徳教育ではな くて市民道徳の教育こそ重視すべきだと思うのです。教員や子どもや保 護者が自主的、自発的に進めてこそ本当に実のあるものになるのではな いかと思うのです。法律で訴えてやれば、押さえつけるやり方はかえっ て逆効果ではないかということが指摘されているわけですよね。まして 子 ど も の 具 体 的 な 人 間 関 係 に 起 因 す る い じ め の 防 止 な ど に 関 し て は 、 道 徳教育を中心にして子どもの何もかもを押さえつけるのは既に破綻して いるということが明らかなわけですよね。これは大津市の中学校の問題 から発展していることだと思うのですが、こうした基本理念なるものが これは特別もう書かれていない、いじめにはこうしろ、ああしろしか書 かれていないのですけれども、どういうふうに国なりで法案がつくる、

議案が、条例が出るのに論議をされたのでしょうね、現場のところで。 それを聞きたい、まず。

(学校支援課長) この国での議論というのはどのような形でということ なのですけれども、まず先ほど菅野委員さんがおっしゃったように大津 で起こったこの事件が発端になっているかなというふうには思っており ます。そういう中で、このいじめ問題に関しては大津事件だけではなく 以前にも同じような事件が起こり、そのたびに話題にされ、それでまた その話題がなくなってくるとしたがって起こる、その繰り返しというの がこの現状でございます。そういう中で、国としてもしっかりとこのい じめ問題に関しては対応しなければいけないということでこの法律が設 置されたのだろうなというふうに推測されます。本市におきましては、 菅 野 委 員 さ ん が お っ し ゃ っ た よ う に 、 こ の い じ め 問 題 に 関 し ま し て は 学 校だけで解決できる問題ではないと考えております。そういう中で、学 校でやるべきことはきちんと学校でということで、本市においては全て の学校において基本方針を策定し、その基本方針に基づいて学校ででき ることをやっていただく。委員会、今回条例におきましては学校だけで はできない部分、それをやはり全市的にこのいじめ問題に取り組むこと が必要なのではないかということで、鴻巣市いじめ基本方針も策定しま して、その方針に基づき条例というものをつくった経緯がございます。 以上です。

(菅野) いじめる子どもへの基本的な行政のやりよう、それから私たちが本当にいじめのない社会の中で子どもたちを育てるということで、そもそもいじめは人権侵害であることや、学校や教育委員会や行政が子どもに対する安全配慮を義務としてきっちり対応することや教育の自主性を大切にすることや、それからいじめがあった場合隠蔽を根絶することや被害者、遺族等の真相を知る権利を保障することや、また35人学級の実現、養護教諭の増員など行政に教育諸条件の整備をきっちり義務づけて守ることや、それから重篤ないじめのあった場合には国レベルできちんとしたいじめ防止センターをつくるなど抜本的なやりようを決めないと、自公だけで決めて、それを国会へ通すのではなく、超党派で本当に

当事者の意見を聞いて事が決められなければ、ただ道徳教育の強化だけ につながるようでは逆に子どもを管理するものになると思うのです。い じめる、こういった点がきちんと審議されているのかと。

(委員長) 菅野さん、ここは委員会の場ですから、それは本会議の中で、 次の3月議会なりの一般質問でやっていただけますか。

(菅野) 一般質問でなんかやらないよ。いじめ問題に対して必要だから聞いているのではないですか。

(委員長)でも、今の中身を今……

(菅野)何言っている。一般質問でやることではないでしょう。

(委員長)聞いていると、どうも委員会ではなく本会議の中でやるべき 問題ではないかなという……

(菅野)何言っている。本会議より委員会が大事ですよ。いじめを決めるのに委員会で論議しないで本会議でやれなんて本末転倒ではないですか。

(委員長)ですから、もっと簡潔に……

(菅野)次にする質問につながるから聞いているのですよ。執行部は答えますよ、部長が。そんなこと言わないで、部長が答えますから、部長......

(委員長) 簡潔に質問してください。

(菅野)終わりました。部長から答えてください。

(学校教育部長) そもそもいじめがなぜ起こるかというそのメカニズム的なものを考えますと、人間関係が当然その間にはありまして、逆に言えば人間関係がないところにはいじめというのは発生しないわけで、それがいい関係が崩れたり、バランスが崩れたり、また多少上下関係とか力関係、いろんな関係の中で片方がそれを悪用したり、乱用したりすることによっていじめというのが発生するというふうに言われております。また、それにそういう側面もあれば、児童生徒の社会性の未発達もある。また、家庭のいろんな教育力の問題もある。また、学校の教師と児童生徒との交流不足とか、そんなさまざまな原因が発生して、が要因とされるというふうに言いますが、やはり私たち学校、今課長が言いま

したように学校でも十分指導はしておりますが、昨今のいじめ問題につ きましてはやはり学校だけではなかなか解決が難しいと。市民的課題と して今回この条例を出させていただきました。そのような中で、いじめ が起きないためにも未然防止にぜひ力を入れていきたい、それを横断的 に市の教育委員会だけではなくて市長部局も入り、また関係機関も入っ て、学校がやること、また市としてできることをやっていきましょうと いうのが対策連絡協議会でございます。特に今学校でやっているのは、 先ほど道徳というお話がありましたが、やはり関係がそういうふうに上 下関係があったとしても思いやりがあって仲間を大事にする、そういう 心があればその関係はいい関係で続いていくわけで、悪用したり、乱用 したりするということは起きません。また、集団の中でよく起きます。 学 校 と い う の は 、 そ れ だ け の 濃 密 な 関 係 の 子 ど も た ち が 集 ま っ て い る と ころですから、当然そこにはいろんな確執があり、またバランスが、関 係が崩れたりするということが。ただ、その集団に目的があればそうい う の は 起 こ り に く い 。 例 え ば 学 級 目 標 が あ る と か 、 こ の 行 事 を み ん な で 成功させようとか、そういった目標をつくってよりよい集団づくりをし て い き た い 。 ま た 、 正 し い 思 考 力 や 判 断 力 や 表 現 力 を 養 っ て 、 今 僕 が や っている、私がやっていることはこれはいじめにもしかしたらなってい るかもしれないという、そういった自分で判断ができる思考力や、望ま しい表現力とか思考力を結びつけるための授業も、そういう授業づくり もしていっておりますし、みんなで思いやりを持ってできる学校づくり も努めておりますので、そういった集団づくり、学校づくり、授業づく りを通して鴻巣市からいじめがなくなるように、そういったところで努 力していきたいというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 自公案の中では、いじめる子どもに対する懲戒というのが強調されていると批判されている面もあるのです。例えば出席停止を乱発させるなんていうのは真の解決にはならないわけですよね。いじめる子どもに本当に必要なのは、その事情を聞いてそれをやめさせるとともに、子ども自身が人間的に立ち直れるように愛情を持って支えることで、法

律や条例で懲戒を強化して強制するやり方はかえって子どもを、鬱屈し た心をさらにゆがめて子どもと教員の信頼関係を壊すものになると思う のですが、ここに出されている問題調査委員会や問題再調査委員会とい うのはそういう国の法の内容、もちろん道徳教育の強化もこの中に入っ ているわけですから、国はもう道徳教育を入れて、点数では評価しない けれども、何らかの評価基準はするともう既に言っているわけですよね。 そういう点なども踏まえた人的配置がされるのでしょうかね。本当にい じめが解決できる……この費用が非常にこれ特別ですね。委員長が1万 6,000円で、今まで委員というのは5,000円なのですけれども、委員も1 万5,000円なのですね。いじめ問題再調査委員会も委員長は1万6,000円 で、委員が1万5,000円と。介護の認定員ぐらい以上の日当を出すわけで す。これは、ですから特別な地位やその識見のある人を入れるというこ とだと思うのです。資格を持っている人。だから、日当というのを高く しているのだと思うのです。でも、そうすると逆に本当にその地域のこ となどが手短にわかる人が入ってくるのかという心配もあるわけですけ れども、ここら辺が本当にどう機能するのか。この条例が市の中でね。 こういった細かい点が見えないのですよね、この提案では。ないよりい いのかもしれませんけれども、今の自公政治の管理するやり方がそのま んまストレートに地方の教育の場に落ちてくるようでは逆に考えるべき ではないかなという気もするわけですけれども、どう思いますか。この 料金設定も含めて。

(学校支援課長)まず、このいじめ問題調査委員会、それから再調査委員会に関しましては、重篤ないじめが起きた場合に設置するものでありまして、常設するものではございません。そういう中で、こういった重篤な将来いじめが起きた場合、そのときはやはり公正、公平を有する観点でこの調査をしてもらわないといけないと思いますので、そういった意味でかなりもうそれなりの法律、それから心の面、そういった面で識見を有する人がふさわしいだろうということで、先ほど菅野委員さんがおっしゃったようにそれなりの報酬をやはり与えることになるかなというふうに思っております。また、近隣の市町の中では大体同じような額

を提示しておりますので、そういった意味合いも含めまして料金設定は 加味しております。

以上でございます。

(菅野) これまた部長に答えていただきたいのですけれども、重篤ないじめのケースに対応する国レベルのいじめ防止センターのようなものはまだ設立されていないと思うのです。国の政治って本当大事だと思うのです。文科省が言いましたよね。小学校の1年生は35人にしたけれども、何にも改善点がないから40人に戻すと言ったではないですか。そうすると何千億だかお金が浮くのだと。35人でだめなら30人にするのでしょう。逆ではないですか。国民は、35人で成果が出ないのなら30人にするのです。何で資本主義大国が35人、40人学級を押しつけるのかと。そういうことを言っているわけですけれども、国の制度というのは大変教員の予算、配置にしても大きな権限を持っているわけです。地方自治体の努力だけではどうにもならない。もちろん道徳の何なんて国で決めて落としてくるわけですから。そこら辺で国レベルのこうしたいじめ防止センターなどはちゃんとした機関が設立されるという、こういうことなどは教育委員会の中で提案する中でどのような論議がされているのでしょうね。

(学校教育部長) 国のそのいじめ防止センター等の議論というのは特にありませんでした。私どもがとにかくいじめが防止できることは、やれることはとにかくやっていこうというのが本当に基本的なスタンスでございまして、そういった大きな問題が起きないように未然防止に努めていくことが重要だと考えております。国の制度とか、あるいは国の政治に関しては、そこの辺の部分については余り議論は特にございませんでした。

以上です。

(潮田) 今回のいじめ問題対策連絡協議会等条例、これは言ってみればいじめが起きた後のことですよね。予防のほうは、方針のほうで、参考資料のほうでいただいております鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針ということでいただいております。何しろ大事なのは今回の条例で

やる調査委員会が発生しないようなことが一番なわけですので、この資料で議案資料としていただいているこっちのちょっと基本的な方がはらい内容ではなくて。内容ははすべいのですけれども、この内容ではなくて。内容ははなくて。内容ははなくて。内容ははなくて。内容ははなくて。内容ははなくて。内容ははなくて。内容ははなくて。内容ははないたまります。これを、これだけでも結構な分量があり、先に登せる。ないのは、なおかったりをでは、こっち側ができたがでは、なおかったのでは、こっち側が後ら発信しては、これを受け取る側がですから、子どもたちの手では、これに合わせてこれをといいます。といいと思います。

(学校支援課長)潮田委員さんおっしゃったとおりでございます。私もこれが条例が、または基本方針を設定、策定するのがこれは目的ではないし、これがどう今後生かされて子どもたちにとって、また子どもたちを含めた鴻巣市民の方が本当に幸せな生活を営むことができるかがやはり大きな課題だと思います。

まず、その周知の方法なのですけれども、具体的にはこれが制定されましたらば1月の広報に載せさせていただきまして周知を図り、そしてまた条例及び基本方針におきましてはさらに市のホームページでアップし、自由に閲覧できるようにしていきたいと思っております。それだけではちょっとなかなか周知には徹底できないと思いますので、学校にも校長会を通してこの条例等を説明させていただき、その学校を通して保護者または市民のほうへ、地域の方々へ発信をし、周知を図っていきたいなというふうに思っています。

それで、それだけでは恐らく不十分だと思いますので、問題は今回出させていただきました条例の鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会が大きな役割を担ってくるのかなというふうに思っております。先ほど申しましたように、学校でも基本方針を作成しまして、きちっといじめ問題対策を

行っております。プラス、それとこの鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会ともタイアップしながら、学校でできること、それから保護者、家庭ができること、そして地域または行政ができることをきちっと確認をしながら、お互いに行政機関同士連携を密にしながら、このいじめ問題に関しては取り組んでいきたいなというふうに思っています。先ほど部長が申しましたように、いじめが起こってから対応するのではもう遅いですので、未然防止にこの連絡協議会が大きな役割を担うようにしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

( 潮 田 ) 今 私 が い ろ ん な 相 談 を い た だ く こ と 、 教 育 支 援 セ ン タ ー に つ な げたりとかというのをさせていただいていますけれども、これだけ学校 から発信、今までも何か困ったら、子どもの教育で困ったら教育支援セ ン タ ー へ と か と い う お 知 ら せ は よ く 学 校 か ら お 手 紙 が 行 っ て い る と 思 う のですけれども、それでもいざそうやって相談いただいたときに聞くと、 教育支援センターというのがあるでしょうと言っても知らないのです。 認識がないのです。それは、こっちから幾ら発信しても受け手側の問題、 今までそういうふうに意識していなかったというのがあると思うのです けれども、子どもたちも自分がいじめられていると思っても親にも言い にくかったり、でも学校でも言えなかったり、どうしたらいいかわから ないという子たちに対しての相談とかというのも、そういうのも困った らここに電話しようねとお手紙は確かに配られているのはわかります。 でも、実際には子どもたちそれを見てというのはなかなか、お母さんに、 はい、お手紙と渡してしまうだけだったりするので、これは一つの提案 で す け れ ど も 、 例 え ば ラ ン ド セ ル に 張 る シ ー ル と か に 困 っ た ら こ こ に 電 話しようねとか、そういう相談室とか、ちょっとでもいじめかなと思っ たら相談しようとかという電話番号が書いてあるシールとかをランドセ ルに張るとか、ランドセルは6年間使いますから、小学校でいえば、中 学校も学校が始まったときにかばんには、かばんをずっと3年間使うわ けですから、そういうような子ども向けの、子どもがもうおうちに置い て お く お 手 紙 で は な く て 、 子 ど も の 目 に 触 れ る 場 所 に 常 に あ る よ う な 何 か工夫を、今回のこの条例出すからには何か今までと違うことをやっていってほしいかなと思うのですけれども、そういった新たな子どもたち、ダイレクトに行くようなものというのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

(学校教育部長)潮田委員さんがおっしゃったように、子どものところ にあるいは保護者のところに本当に相談窓口が届いていないとやはりそ れが本当に機能していかないと。自分の中に込めてしまってなかなか悩 みが知られない。私が一番大事なのはその辺をやっぱり、一番学校生活 を長く過ごしておりますので、教員がその子の心の相談者として様子を 察 す る 理 解 力 と い い ま す か 、 感 知 力 と 、 感 度 力 と い い ま す か 、 そ う い う のをやっぱり磨くのが非常に一番大事だと思います。やはり今周知が、 行 政 的 に は し て い ま す け れ ど も 、 な か な か 一 番 本 当 に 困 っ て い る お 子 さ んや保護者のところに伝わっていないというのは、やはり教員の意識が そういう子に本当に困っているのだろうなということで手を差し伸べる あるいはこういう相談があるのだよと一番近くにいる教員の働きかけが 一番大事ではないかなというふうに思っております。今のご指摘のよう に、やはりそういう伝わっていない部分があるということは教員の意識 の中にまだまだ十分でないところがあるというふうに私も今認識しまし たので、ぜひ校長会、またあらゆる場で研修会を通して子どもに寄り添 った、そしてそういうことを感じられる教員になって、こういういろん な行政がやっていることをアナウンス、PRしていけるような教員の指 導をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(潮田) 実際に今、でもどんどん教員が定年退職でベテランの方がおやめになり、入学式とかに行きますと本当にまだまだ大学を卒業して間もないぐらいの先生が担任をされているというパターンもあったりすると思います。その先生も自分のことが一生懸命かなという場合もあるかなというのが散見されますので、そこについては本当に、その先生を責めるというふうになってしまうとまたそれも大変な話になりますので、本当にみんなで見守ってあげる、もう先生のことも育てるぐらいの心の大

きな保護者ばかりだったらいいのですけれども、現実には先生を責めてしまうとかというのがあったりとかもしますので、教員への周知、今回のこのいじめの条例が出たということで、また基本的な方針が出たということも全ての教員にまたこれが伝わって、それが教員を守る、子どもを守るのが第一義ですけれども、それを守るためには先生をしっかりとやっていかなければいけないわけですから、この周知をいい形で持っていっていただきたい。そうでなかったら、せっかくやっても、このすばらしい方針ができたとしても一部の人でしか理解できないかなというふうに思いますので、そこら辺をよろしくお願いいたします。

(野本)これまでの質問の中で大体ここで出てくる3つの協議会、委員会等の役割がわかってきたのですけれども、この条例の意図している運営のフローというのをちょっと簡潔に言っていただきたいと思います。 この3つの委員会が順次どのように機能していくということ。

(学校支援課長)簡潔にということですのであれなのですけれども、まず先ほど言いました問題対策連絡協議会に関しましては年2回、15名のメンバーにおいて、それぞれ今行っているいじめ問題の対策に対しての取り組み、その取り組みのもっといいのがあるのかないのかと、そういうようなことを協議しながらお互いの関係機関との連携を図っていくというのが問題対策連絡協議会でございます。

続きまして、次のいじめ問題調査委員会なのですけれども、これに関しましては学校で重篤な事案が発生した場合、まずは学校のほうで調査、またそれは教育委員会も含めますけれども、教育委員会と一緒になって調査を図ります。そこではなかなか解決できないという問題が生じた場合は、教育委員会で鴻巣市いじめ問題調査委員会というのを設置をして、その5人のメンバーで調査をしていただくということです。それで、解決を図ればよいわけですけれども、さらにまだそれでは解決ができないという場合は市長の附属機関としての再調査委員会が発足し、そこで新たにまた再度調査を進めて解決方向に向けていくという動きになっています。

以上です。

(野本) 流れとしては、今ご説明でわかりました。

そうしますと、この条例ができるとそれぞれの委員会の委員はすぐに選 定をしておくということでしょうか。

(学校支援課長)この条例が制定されましたらば、まずこのいじめ問題 対策連絡協議会に関してはやはり来年度からではなく、すぐにでも設置 を目指したいなというふうに考えております。

また、先ほど鴻巣市いじめ問題調査委員会に関しましても、これに関してはやはり同じようにすぐに動き、何か重篤な問題が起きた場合はすぐにでもやっぱり調査を図る必要がありますので、そのメンバーにはやっぱりどういうことをやっていただくのか知っていただく必要がありますので、そういった意味で2月を目途にこれ今後2つの連絡協議会といじめ問題調査委員会に関しては開催を考えております。

以上です。

(野本) そうしますと、あと再調査委員会については、今度は市長部局 ということになりますが、それは誰が選定、設置することになるのでし ょうか。

(学校支援課長) そちらに関しては、所管はやさしさ支援課になります。 (野本) こちらの再調査委員会については、すぐには設置をしないこと になるのですか。条例制定後。

(学校教育部長)再調査委員会につきましては、先ほど答弁がありましたようにやさしさ支援課が主管になっておりますので、私どもが今ここですぐ立ち上げる云々というちょっと答弁はできないのですが、やっぱり教育委員会の附属機関である鴻巣市いじめ問題調査委員会と対策連絡協議会につきましては教育委員会所管でございますので、これは条例をこれが制定お認めいただきましたら年明け、2月目途に設定していきたいと存じております。再調査委員会につきましては、所管のほうのまた見解もございますので、ちょっとここでは答弁差し控えさせていただきます。

(野本) そうすると、この委員会ではここは審議できないのですかね。 審査。 (委員長)調査委員で問題になって、それがそこでもって結論が出ない とこっちへ移るということになるわけですね。

(休憩でっての声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)

 $\Diamond$ 

(開議 午前11時51分)

(委員長) 再開いたします。

ただいま野本委員の質問に対して、やさしさ支援課のほうと教育委員会 の部局で連携はとれているということで、その範囲内でお答えをしたい ということですので、学校教育部長、お願いします。

(学校教育部長)当然1本の条例でございますので、問題調査委員会と 再調査委員会は本当一体のものでなくてはいけないというふうに考えて おります。この調査委員会で調査しました内容は市長部局のほうに、市 長に報告をいたします。さらに、市長がその調査では十分でないとある いはもう一回その調査を、調査に対するもう一回調査を、差し戻しとい いますか、調査委員会を立ち上げることも一つの方法ですが、その問題 調査委員会がやった調査をもう一度再調査しなさいうようなことも 含めて判断を仰ぎます。これは、やはりもう一回調査委員会とは別な に委員となっていただきまして、別な観点から調査をしていただくい うことでございます。したがいまして、いじめ問題調査委員会と再調査 委員会は常に密接に連携をとりながら運用が図られるというふうに考え ております。

以上です。

(野本) ということは、その再調査委員会の委員もこの条例設置後すぐ に選定されるということでしょうか。

(学校教育部長)私のほうで把握しておりますのはこの2つでございます。ことし、今年度中に立ち上げるのは、さっき課長が言った問題調査委員会と連絡協議会です。

(野本) そうすると、今年度これが施行が11月27日と書いてあるわけで、

それ以降今年度中に重大な問題が起こり得る場合、いじめというのは起こり得るものということを今まで言われていますので、要は私が言いたいことというのは、いじめ防止等のための基本的な方針というのがあって、それをしっかりと理解いただくと、私たちも資料をいただいて理解をした上で臨んでいかなければ対策にもならないのではないかと思うわけですよね。そこのところでちょっと質問をしているわけですけれども、そこは今年度やる予定になっているのか。あくまでも何か再調査の依頼があったときにそこから選定を始めるのかというのは、我々はやっぱり審査の中で把握していかなければならないのではないかなというふうに思います。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

 $\Diamond$ 

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、執行部から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。議案101号、小児慢性疾患児見舞金支給条例の一部改正での坂本委員の質問に対する回答を障がい福祉課長、お願いします。

(障がい福祉課長)ご質問の中で、支給制限の中で所得制限ございまして、所得税額15万円を基準にして分けたわけなのですが、その15万円の所得税については年収幾らぐらいが該当するのかというお話でした。これについて調べましたら、年間収入額425万、これが境になる。これあくまでも基礎控除のみの算定でございまして、いろんな控除があればまた違ってきますけれども、一応425万ということです。

以上でございます。

(委員長)次に、議案第104号、つつみ学園設置及び管理条例及び…… (もう一つあったようですの声あり) (委員長) もう一つあった。

(障がい福祉課長)議案第102号で、指定難病の医療機関について私のほうで勘違いして、鴻巣市には難病の指定医療機関についてはないとお答えしましたが、調べまして、18医療機関ございました。申しわけございませんでした。

(じゃ、みんなじゃないかの声あり)

(障がい福祉課長)はい。勘違いをしまして申しわけありませんでした。 これらの医療機関で診療を受けて、診断書をもらって県のほうに受給者 証の申請をしていただくというような流れになるわけです。申しわけあ りませんでした。

(委員長)続きまして、議案第104号、つつみ学園設置及び管理条例、こ どもデイサービスセンター条例の一部改正での潮田委員の質問に対する 回答をこども発達支援課長、お願いします。

(こども発達支援課長)こどもデイサービスセンターの放課後等デイサービスを利用している児童のうち特別支援学級に通学している児童の人数についてというご質問でございましたが、こちらにつきましては4名おりまして、内訳としては中学生が1名、小学生が3名となっております。

以上です。

(委員長) それから、福祉部長から発言の訂正がございます。

(福祉部長) 先ほどの菅野委員さんのご質問の中で、帰りの送迎の絡みでほとんどの方が迎えに来ていると申し上げたのですけれども、現在は逆にやはり送っていくことが圧倒的に多いそうです。ほとんどの方が指定管理者の車で送迎の送りをやっていると。それにあわせて、先ほど特別支援学級からの、では通いと送りはどうなっているかというのも確認しましたところ、支援学級のほうは親が学校へ迎えに来まして施設のこどもデイサービスまで送ってきまして、帰りはやはり指定管理のほうで送ってもらっていると。ほとんどそういった今の利用形態だそうできまして、潮田委員さんからおもちゃ図書館等の利用状況ということでったのですけれども、これに関しまして先ほど資料がないとい

お答えいたしましたけれども、確認したところ月25名前後の方が利用されているというようなことが確認とれました。まことに申しわけありませんでした。

以上でございます。

(委員長) 続きまして、学校支援課長から発言の訂正がございます。

(学校支援課長)済みません。105号の鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例の説明において誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。第4章の鴻巣市いじめ問題再調査委員会の説明する際に、委員は5人以内として弁護士、臨床心理士、識見を有する者、その他教育委員会が必要と認める者というふうに述べたのですけれども、教育委員会ではなく、これ市長ということで訂正をお願いいたします。済みませんでした。

(委員長) よろしいですか。ご了承願います。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

それでは、引き続き野本委員の質疑を続けます。

(何事か声あり)

(委員長)では、質問から。

(休憩していただいての声あり)

(委員長)では、休憩します。

(休憩 午後1時06分)



(開議 午後1時07分)

(委員長) 再開いたします。

(やさしさ支援課長) それでは、私のほうから野本委員の質問に対して お答えをいたします。

教育委員会の調査委員会については常設のものということなのですけれども、市長の諮問機関である再調査委員会については、要は重大な事態が発生した場合に必要に応じて市長が設置するということになりますので、今そのいじめ問題が発生していない限り、その発生があったとしても学校による調査、それから教育委員会の諮問機関である調査委員会の

調査、その結果を受けて市長が判断するものでありますので、相当な時間を要すると考えますので、教育委員会の諮問機関である調査委員会が活動を始めた段階で、その辺で準備はしておかなくてはいけないかなと、そのように考えております。

以上です。

(野本) そうすると、委員会そのものはその段階でつくるとして、選定 しておくのか、選定もしておかないのかというところはどうなのでしょ う。

(やさしさ支援課長)選定の問題については、実際に設置の段階になりますけれども、その前の準備期間、やっぱり時間を要しますので、ある程度の準備は進めておかないといけないと考えております。

(野本) いじめ問題の調査委員会については、先ほどの説明と答弁で鴻 巣市いじめ防止等のための基本的な方針にのっとって進めていくという ことでありましたけれども、再調査委員会の考え方はどのようになって いくのでしょうか。教育委員会のこの方針にのっとってやるのか、それ とは全く別な次元でやっていくことになるのか。

(やさしさ支援課長) 再調査委員会につきましても教育委員会で定めた 指針にのっとった形で進めていかなければならないと考えております。 したがいまして、その調査の内容につきましてもその事象を受けての、 いじめですね、いじめを受けての再調査をするとともに、それから今後 そのようなことが起こらないような方策、その辺の検討も含めて審議を するというようなことになろうかと思います。

以上です。

(野本) そのようなことが、そこまでいくようなことがないことを心から願っているわけですけれども、万が一起こったときの想定という部分では今の流れでどれだけ機能できるのかというのがちょっと伝わってこない部分ではあるのですけれども、その方針についてもいきなりその委員に選定されて、そこから勉強を始めてということではなかなか難しいのかなと我々読んでみたりしていながら感じるわけですけれども、その辺はどうなのでしょうか。実際に本当に機能できるのかどうかというの

は、やっぱり我々確信を得なければならないと思うのです。

(やさしさ支援課長)いじめ問題に対しては大津市の事件、これが大々的に取り上げられて、その後法整備が進んだわけですけれども、そちらのほうを拝見しましてもやはりいじめの事実関係、そこを市長部局、市長が初めから調査をして事実関係をつかんで、それでその結果どうなのかという判断を下すわけなものですから、その辺は教育委員会の調査を受けての話になりますけれども、全く一から確認作業を進めるということになりますので、中立的な判断が下せるものと、そのように考えております。

以上です。

(野本) それでは、もう一つ別なことを質問させていただきたいと思いますが、この資料としていただいているいじめ防止等のための基本的な方針というのがありますが、第1章の総則、第1条を見ますと、この条例の上位法というのはいきなり国の定めたいじめ防止対策推進法というふうに読めるわけですけれども、これについては市としてあるいは県からの指導としてこの方針を条例化していく方向にあるのか、あるいは方針は常に今後もずっと方針として持っていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

(学校支援課長)基本的なこのいじめ問題、いじめ防止等のための基本的な方針に関しましては、このいじめ防止を取り組む等の取り組みの基本的な方針、方向性を示したものです。鴻巣市としてこうしますということですけれども、今後このいじめ問題に関してはどのように変化するかちょっと不透明な部分もありますので、まずそういった部分も含めていじめ問題連絡対策協議会という機関でこの方針がいい、是非というか、こういうことを加えたほうがいいのではないかとか、省いたほうがいいのではないかとか、そういったようなものもこの問題対策連絡協議会のほうで審議をしていくとありますので、条例化にはふさわしくないものと考えております。

(野本) そうしますと、今までの答弁を総合的に自分なりに判断してい

きますと、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会というのはこのいじめ防止等のための基本的な方針というものも見直しながら、いじめが起こらないようにその対策をしていくと。予防を中心としてやっていくと。その第3章、第4章の鴻巣市いじめ問題調査委員会というのは、起こったときの対策を打つ、そして再調査委員会は別な観点から対策をするという、仕事が分かれるというふうに今理解をさせていただきました。

そうすると、今後いじめ問題の予防についてはこの基本的な方針をもと につくっていくわけですけれども、実際の現場に対しては、各学校に対 してはどのような対応を、指導といいますか、通知していくわけでしょ うか。

(学校支援課長)まず、先ほどのいじめ問題対策連絡協議会のほうのメンバーとして、このメンバーの中には学校関係者も入っております。そういう中で、今起こっている学校での問題、または取り組み、いじめ防止に対する取り組み等々がありますので、そういった取り組みに対して具体的に、では違った観点で行政の立場の人、またはほかの関係団体からの意見も出し合いながら、子どもに対してこういうことができるのではないか、学校からも要望がある、それに対して行政として、また関係機関が何ができるかということの協議なんかもできますので、そういった会議の中で実際に子どもたちに指導というか、教育面もかかわっていけるのかなというふうには思っています。

以上です。

(野本) そうすると、あくまでも一つの基本的な方針というものを各学校が見るということになるというふうに今の説明は感じたのですが、各学校には方針はつくらないということなのですか。

(学校支援課長)基本方針に関しましては、各学校で独自につくっております。もちろん本市27校小中学校ありますけれども、それぞれ地域の実態、子どもの実態が違いますので、その実態に応じて独自の基本方針がつくられております。ここでいう鴻巣市のいじめ防止のための基本的な方針に関しましては、先ほども申しましたように全市的な立場でこのいじめ問題に取り組むということですので、当然そういう中では各学校

でつくっている基本方針が鴻巣市の定めたこの基本方針に合わせて見直 しを図るということも考えられますでしょうし、そういう中で今後学校 との連携も深めていきたいなというふうには思っておりますが。

(学校教育部長) ちょっと補足をさせていただきます。

この条例ができることによって、一つの効果としまして、学校でのいじめが発生するような場合に、非常に学校の教員はやっぱり自分の中だけ、学校の中だけで何とかしなくてはいけないという思いで、先ほど潮田委員さんからの話のある若い教員もふえて、今はこういった問題を個人で対応する時代ではございませんので、組織で対応しなくてはいけません。そういったときに、市でも全市的に取り組むのだということがあれば非常に学校の教員も勇気を与えられるといいますか、自分たちだけではなくて市民全体の課題で取り組んでいくのだということで非常に大きな勇気を与えられて、自信を持って指導できるという効果も考えられます。以上でございます。

(野本) 今の答弁、大変わかりやすく、理解しました。

もう一つ別な観点で質問をしたいと思うのですけれども、ここに掲げられております条例は全て大人がやることですよね。予防のためにどうの問題が起こったらどうしたらいいのかというのは大人の問題、大人がやるべきこととして定めていますけれども、私は感じている部分というのは、例えば消防ですとか防災というイメージで捉えないるのですけれども、防災にすごく大切なのは避難訓練なわけですよね。日ごろからやっているといざというときに、ただここに電話いことがもたち自身がいじめの問題に当たったときに、ただここに電話いことがもたち自身がいじめるとか、家に連絡してあるとかというのは通知なのだけれども、訓練みたいな形で踏み込んだそのシミュレらのは通知なのだけれども、訓練みたいな形で踏み込んだそのシミュレシンともたちはどうするのかというところは、この協議会の中には出てくるのでしょうか。あるいは、学校の取り組みの中には。

(学校支援課長) 今野本委員がお話ししたことに関しては、子どもの教育の面に関することかなというふうに思います。このいじめ問題に関し

ましてはいろいろな問題が背景にありまして、人間関係の希薄化とか、それから家族間の問題とかいろんな問題が背景にあって起こるものなのかなというふうに思います。そういう中で、学校としてできることということで、今教育の中でいろいろな教科または領域、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、そういったものを通していろいろな体験活動とか、そういったものを通して人間関係を構築していくというようなことで図れるのかなというふうに思っています。この鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針の中にはそういった内容もちょっと含まれておりまして、学校の責務ということで、やるべきことというのがきちっとうたって、学校の責務ということで、やるべきことというのがきちっとうたってありますので、そういう中で学校としてできること、それから家庭としてできること、地域としてできることを連携しながらやっていって子どもたちのために教育していけばいいのかなというふうに思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(菅野) 何点かこのいじめ防止法の施行に当たりましての懸念点を表明 して賛成討論とします。

まずは、この中で6ページの(5)いじめの対処の工の部分に、学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察署との連携を図ると言いますけれども、確かに犯罪行為とすればそうですけれども、いじめは子どもの成長途上で誰にも生ずるものですので、第一義的に教育の営みとして解決するということがまず重要だという観点で慎重に臨んでくれるという点を切望します。

それから、7ページの鴻巣市いじめ問題再調査委員会、それとさきのい

じめに関する調査委員会、二重、三重に市民の識見者の声を聞いて対応 するということですが、今回の発端となったいじめ自殺事件が社会問題 となった大津市立の中学校は大津市内唯一の国の道徳教育推進指定校だ ったのです。ここを調査した大津市の第三者調査委員会が何を言ってい る か と い う と 、 道 徳 教 育 の 限 界 を 指 摘 し て 、 む し ろ 学 校 現 場 で 教 員 が 一 丸となったさまざまな創造的な実践こそが必要だと報告しています。い わゆる上からの道徳教育の押しつけは教員一丸の創造的な実践が損なわ れるということです。文科省は、この基本理念に道徳教育の推進という のを挙げているわけですので、これにつきましてはこうした観点から道 徳教育、心のあり方を評価するなどというやり方では解決し得ないとい う こ と が 実 践 で 証 明 さ れ て お り ま す の で 、 こ の 点 に つ い て は 慎 重 な 対 応 を 望 む も の で す 。 こ の 第 三 者 委 員 会 に は 、 た し か 父 母 の 声 で 尾 木 マ マ と 言 われ てい る テ レ ビ な ど に 実 際 よ く 出 る そ の 人 も な っ た と い う の も 私 は 認識しているところです。そういうためにも、とにかく教育条件の整備 で 35人 学 級 の 実 現 な ど 、 ま た 国 と 一 丸 と な っ て い じ め の ケ ー ス に 対 応 す る国レベルの防止センターを設立することなど、今競争と管理の教育社 会がいじめ社会とも言うべき傾向を強めているわけですので、いじめの 深刻 化の背景にある問題を解決するための努力も含めて、この制度がよ りよい方向に向けて鴻巣のいじめ防止に寄与することを願いまして賛成 討論とします。

以上です。

(潮田)議案第105号 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回のこのいじめ問題対策連絡協議会等条例、初めて鴻巣市の条例の中でいじめに対する対策が盛り込まれたかなというふうに思います。教育の目的は、言うまでもなく子どもの幸せであります。子どもの幸せを守っていくのは大人たちの責任であり、その環境をつくっていくのも大人たちの責任でございます。今回のこのいじめ問題対策連絡協議会等条例が、これが発動することがないことが一番本来は望ましいことでございますが、いじめは子どもたちのどの子どもにも、どの学校にも起こり得

るものでありまして、鴻巣市において起きないという保証はございません。その中で、子どもたちにとって生き心地のよい、また居心地のよい環境をつくっていくことに、まずはいじめ防止をすることに最大の努力と最大の力を注ぐということを前提とした今回の鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例につきまして、市として子どもたちを守る、市とまた市民とみんなで守っていくということを念願し、今回の鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例に賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第105号 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例について、原案の とおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田)債務負担行為のところでちょっと確認をしたいのですけれども、 7ページの生活困窮者自立相談支援事業業務委託、生活困窮者等学習支援事業業務委託、これについては少し内容、どういうことを想定されているものなのかお願いいたします。

(福祉課長) これは、来年の4月から施行される生活困窮者自立支援法に基づく事業でございまして、まず生活困窮者自立相談支援事業でございますが、こちらにつきましては生活困窮者の相談に乗り、その相談に対して計画とプラン等をしまして、その相談を解決をしていくという生活相談事業でございます。こちらにつきましては、社会福祉協議会への

業務委託等を今検討しているところでございます。

それから、その下の学習支援事業でございますが、これは現在の県のアスポート教育支援事業、これが26年度をもちまして終了いたしますので、27年度からの新しい生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業というものを市が業務委託を検討しておるところでございます。それで、その事業につきましては、今年度から契約準備作業を行いますので、そのために26年度から27年度の債務負担行為をお願いするものでございます。以上でございます。

(潮田) そうすると、この予算、これは県の事業が市におりるものですけれども、予算の内訳と、あとこれのどのくらいの人数を対象として考えているものなのかをお願いします。

(福祉課長)利用見込みの人数でございますが、年間の延べ人数200名の利用見込みを生活困窮者自立相談支援事業のほうでは見込んでおります。

また、学習支援事業につきましては、年間20名程度の利用を見込んでおります。

以上でございます。

(潮田) そうすると、確認です。生活困窮者と学習支援事業、今まで県のほうでやっていた学習支援は生活保護の家庭のお子さんが対象だったかと思います。今回のは生活保護ではない、その前の段階のお子さんを対象ということでよろしいのでしょうか。

(福祉課長)今回のこの学習支援事業につきましては、生活困窮者自立 支援法のほうで生活困窮者並びに生活保護受給者の方を含めましたこの 2 つの対象の方に対する事業でございます。

(潮田) これ社協に委託を予定しているということでしたのですけれど も、学生とかを入れるとか、学生のアルバイトではないですけれども、 そういったようなことは市として社協のほうにそういった意向とかとい うのは言えるものなのでしょうか。

(福祉課長) 私のほうの説明が不足しておりまして申しわけございません。まず、生活困窮者自立相談支援事業のほうにつきましては社協委託

を検討しているところでございますが、学習支援事業につきましては今 現在の県のアスポート事業者と、今度は、今までは県の事業、県とアス ポート事業者で契約をしておったのですが、来年度以降は県のアスポー ト事業者と市で業務委託契約を結ぶ予定でございます。

(潮田) そうすると、今まで県のアスポート事業のほうは北本市で行っていたかと思うのです、場所的に。それを鴻巣市内でも行えるようにするということでしょうか。

(福祉課長)市内に場所を見つけて、市内の学習教室を開催する予定で 準備を進めております。

(潮田)済みません。これ前の今までやっていた県のほうの事業、交通費とかというのは自己負担で、子どもが自力で通えるということでよろしいのでしょうか。親が送り迎えが必要だったものなのでしょうか。今後もどういったことを考えているでしょうか。

(福祉課長)基本的には、子どもさんが自力で通える場所に通ってきて いただくという体制でございます。

(潮田) 交通費とかは。

(保育課長) それで、生活保護受給世帯の方について現在やっている県のアスポート事業については、交通費については生活保護の移送費のほうで支給がされております。

以上でございます。

(潮田)済みません。あとは21ページで、障がい者自立支援給付事業のこれが毎年1億ずつふえているという話で今回も予算がまた補正で出ていますけれども、どういったものが多いのか、また特にふえているのはどういったものの傾向があるのか、お願いします。

(障がい福祉課長)障害者自立支援法の中でふえて金額的に比重を占めておるものが生活介護費、これが25年度の決算ですけれども、4億8,500万円ございます。25年度の支出につきましては12億5,970万ほどの支出がございまして、そのうちの生活介護費が4億8,500万円から5億2,800万円ですので、5億2,800万円です。それから、居宅介護費が1億900万円。重度訪問介護費が1億1,000万円と。主だったものは、大きなものでそう

いうものになります。伸び率も、この今申し上げた費用がここのところ の伸び率で一番大きくなっております。

(潮田) この同じところで、返納金というのは過払いがあったということになるのですか。過払いがあったので、後に。この600万の返納金ってかなりな金額かと思うのですけれども。

(障がい福祉課長)返納金と申しますのは、市のほうで国に対して国庫補助金の請求をしまして補助金決定額が来ますけれども、それに基づいて執行するわけなのですが、最終的に精算の段階で県からの補助金相当の金額が使えないで残ったものについて返納金ということになります。 以上でございます。

(潮田) 22ページの外出支援サービス事業、これが先ほど車椅子の移送とかということであったのですけれども、この外出支援サービスというのと先ほどありました障がい者自立支援給付、これって重なる部分ってないのですか。済みません、この外出支援サービスというのが。対象者を教えていただけますか。

(福祉課長)この外出支援サービスの対象者は、常時車椅子、またはねたきりの状態にある高齢者を車椅子、または寝台に乗りながら乗りおりできる移送車両で送迎を行うものです。

(潮田) そうすると、常時の高齢者で、なおかつ障がい者の場合とかというと、これはどっちのサービスが優先になるものなのですか。お金の出どころ。

(障がい福祉課長)障がい支援事業のほうが優先になります。障がい支援事業というのは、補助金、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担割合で運営されております。ですから、半分国の補助が出る事業として障がい支援事業ということになります。

(福祉部長)簡単に申し上げると、要するに障害者手帳をもう所持していて障がい者サービスを使っていると。高齢者の場合に、必ずしも皆さんが障がい者申請をして手帳をとるわけではございません。そういった中で、それを補完する意味で常時ねたきりで病院行くとか、そういったときにこの部分を使うような形がほとんどでございます。ほとんどねた

きりで、ストレッチャーとか、なかなか移動ができないという関係のも のが中心になっています。

(潮田) そうすると、さらにここに介護保険、介護の対象になるような方というのはいるかなというふうに思うのですけれども、その介護と自立支援とこの福祉課のというとどの順番でなっていくのでしょうか。

(福祉部副部長)同じ通院するという方法についてもいろいろな選択肢がある中で、障がいで総合支援法で認定を受けている方にはその部分で移動する手段がございますし、介護保険の場合は逆に通院の乗降介助で、運賃ではなく乗せる、病院の通院をお手伝いする、帰ってくるときのお手伝いをするという部分はあるのですけれども、運賃の部分はないのです。今回の福祉のほうのサービスは、実はその料金の部分なのです。タクシー代の部分。料金の部分ですので、それぞれ使い部分が違いますので、皆さんご自分の持っていらっしゃる状態に応じて使い分けをしたり、組み合わせをしたりしながらお使いになっているという状況です。

(潮田)ということは、この3つの事業をわかっている人はそれなりに使えるかと思うのですけれども、そうではないと自分はどういうサービスを受けることができるのかというのがわからない場合もあるかなというふうに思うのですが、こういった方が相談に来た場合どこの窓口でだったら全部わかるのですか。

(障がい福祉課長) そういった方、相談にいらっしゃる場合につきましては、障害者手帳をお持ちの方でしたら障がい福祉課のほうにまずいらっしゃると思います。その中で、障害者手帳をお持ちの方についてはそれなりのサービスの提供の内容の説明を窓口カウンターのほうでいたしております。

以上でございます。

(福祉部副部長) それから、介護保険課と高齢者福祉の関係です。

そうしますと、介護保険については、認定をお持ちの方についてはもちろんケアマネジャーさんにこの情報も行っていますし、ご本人の認定結果通知の中にもこのサービスがありますよという、高齢者福祉のサービスがありますよというものの一覧は入っています。あとは、高齢者福祉

サービスの一覧自体は高齢者福祉のほうの窓口としてもご案内をしているということになります。

(潮田) そのように全部立て分けてわかる方ばかりではないかなというふうに思うので、こういったサービスがあるということをできれば、前にも私1度委員会でも申し上げたかと思うのですけれども、高齢者の皆さんが使える福祉サービスとかというのをわかりやすい何か案内があるといいのかなというふうに。今ただ移動するというだけでもこの3つのを使おうと思えば使えるということですよね。だから、もちろん出どころはそれの中のどれかという1つになるわけですけれども、なかなかこれも知らない市民の方もいらっしゃるのかなというふうにも思うのですが、とりあえずそれでわかりました。済みません。

済みません、以上です。

(頓所) それでは、7ページの生活困窮者自立相談支援事業業務委託についてお伺いします。

社会福祉協議会のほうに委託ということなのですけれども、一番最初生活に困った人って大概自分が生活保護になるのではないかなと思ってうる人が多いと思うのです。多分この制度も新しい制度ですし、そういう制度を知らない人のほうが多いと思うのです。えっ、うちこんなに困っているから、大概の人は一般的に困っていると生活保護かもしれないから、そこに行ったらと言うと、一番最初に来るのが生活保護担当の課だと思うのです。それで、そこからいろ調べていって生活保護になる方もいるし、そうではない、この制度に該当する方がいらっと思うのですが、そういったときに結局うちの窓口ではないから社協に行ってというようなことになるのか、その辺のところがお伺いしたかったのですが。

(福祉課長)この生活困窮者自立相談支援事業でございますが、まだこの法律の施行前に今の現段階でも生活に困った方は大勢おられるわけです。その方たちは、現実問題としまして福祉課の保護担当の窓口に相談にお見えになって、窓口のほうで保護に直結する方は保護に、保護を申請しますし、そのほかの制度で救えるという場合に

はそちらの制度に回っていただいているという部分の中で、来年度からはこの生活困窮者自立相談支援事業、これについては相談者がます。その方にはまずは福祉課ののほうに相談に来られます。そのの当当と、それから福祉課の社会福祉担当、のの当当は不ののは当当でで、社協のはうに変託してあるこの自立相談を受ける中で、社協のほうに変託してあるこの自立は保護担当ので、保護に該当しない、市ののは、社協のでのは、対象にながいて、保護にはの申請をしていただいて、保護にはい、対象にないがらいては、社協のこの自立相談支援員がいるようなで生活困窮の方については、社協のこの自立相談支援員がいる。と続してそこの相談室で行うという形ですから例えばその社協の職員にいるアウトリーチという訪問も、ですから例えばその社協の職員にいいのは、では、対象にはいいがときの相談者のお宅に何ったりというようなことを想定しております。以上でございます。

(頓所) 今の質問でよくわかりました。要は相談者がたらい回しになることなく、お金に困っているというのを一番言いづらいと思うのですよね。そのようなことを社協と連携を持って、それで生保のところに来ていただくという話をお伺いしましたので、安心いたしました。 以上です。

(菅野)今の件でなのですけれども、社協に年間200人と先ほど答弁しましたよね。生活困窮者。社協に200人と言いませんでした。

(福祉課長)年間の見込み数延べ200名というのは、今現在25年度も24年度も生活保護の相談の窓口に、まずは福祉課にその生活困窮の相談に来た方が200名程度でございましたので、見込み数を200名と言いましたので、その見込み数については社協にいきなりその方たちが行くのではなくて、同じように福祉課の窓口にまず相談に来られる方が圧倒的に多いと思いますので、そういう意味合いで申した見込み数でございます。

(菅野) 社協が生活保護の市の職員と同じように相談に乗るわけではないでしょう。もしかして保護費が出るまでの間何がしかのお金を借りる

ことではなくて、社協はでは相談するものに乗るのですか。市と同じように二重に。生保の相談に乗るのですか、それとも就職の紹介。どういうことを具体的にやるのでしょうね。自立相談というのだから、仕事をさせるということでしょう。

(福祉部長)多分菅野委員さん、また社協へ丸投げするのではないかと お思い……

## (何事か声あり)

( 福 祉 部 長 ) 安 心 し て い た だ い て 結 構 な の で す け れ ど も 、 基 本 的 に は や っぱり先ほど来話になったように一時的に、一番最初に来るのは恐らく 本当に困っていると生活保護云々というのが一番多いですよね。当然生 活 保 護 は 担 当 が 出 て い る 。 そ の 中 で 、 生 活 保 護 に 該 当 し な い の だ け れ ど も、一時的にどうしてもお金が必要であったりとか、生活を立て直すの に誰かの援助、助言、そういったものが必要だといったときに、しばら くの間サポートしてやらなくてはならないと。そのサポートを社協と市 が両方で担っていこうよと。社協のほうに生活保護の相談をしていただ くものでありません。逆に社協のほうへ行って、この人は話を聞いただ けでどうも社協側にしてみればこれ生保の話だなと思えばすぐ生保のほ うへ行ってくださいということで、こちらで受けてやっていきます。基 本的には、そういったイメージを膨らませて、一番いいのは地域包括支 援センターみたいな形でいろんな情報が1カ所に集まってきた中で、振 り分けを実際には今地域包括なんかでもしているかと思うのですけれど も、生活困窮というのは生保だけではなくて、やはり民生委員であった りとか、今いろんな形で地域の方にお願いしている分野出てきているわ けです。そうすると、今地域福祉の推進母体が社協でやっておりますの で、そうなってくるとそういった情報も当然社協に相当数入ってきます から、そこで1回は整理していただこうと。当然市のほうは一切それが 社協の仕事ではなくて、当然市のほうもその部分を担って、先ほど言っ たようなアウトリーチみたいな形でどんどん外に出ていくという意味で は役所の玄関が非常に高いと、何か敷居が高くて話しするのも疲れると い う の も あ り ま し た の で 、 こ う い っ た こ と を 踏 ま え て 社 協 と 今 検 討 を 重

ねている次第です。実はこれは県社協のほうもそういった意味合いで動いておりまして、ある面市も社会福祉協議会も今後の中心となる一つの事業というふうに捉えておりますので、協調体制で進めていきたいというふうに考えております。

(菅野)では、その地域福祉計画の一環だということですか。地域福祉計画の一環。

(福祉課長)昨年度策定いたしました第2次地域福祉計画の重点取り組み事項にもしております。

以上でございます。

(菅野) これは大変なことですよ。冗談ではないですよ。結局最後は自治会なり、そんなところへ投げ出すのではないでしょうね。あんなけったいな、何回も集められてもう、スライドやって終わりで、あなたのところは高齢化で、ではどうするのだよというような感じで放り出されて。第一社協に、地域福祉計画だってあんな美人さん一人に押しつけている感じで、もう私ら気の毒で物も言えない。美人は得だねと思うけれども。全く正規の職員が少なくて、これ絵に描いた餅なのではないですか。この予算幾ら。1,356万2,000円も予算して、本当に事業は進むのですかね。困った人が行って。誰がどう対応するのですか、社協で。

(福祉課長) この生活困窮者の自立支援相談というのは、これはいわゆる社会福祉、地域福祉事業の一環として第2のセーフティーネットという事業でございますので。ただ、これについては、それこそ市の職員と社協の職員で一緒に担当をしてやっていく。民生委員さんとの連絡、連携も強くなりますが、決して自治会のほうに押しつけるとか、そういったことは一切ございません。

(菅野) もしかして地域福祉委員に1人年間幾ら出すって金に使うのではないのでしょうね。

(福祉課長) それとは全く別でございます。

(菅野) これはどうやって機能するのでしょう、では。誰が責任持って やるわけ。社協にそんな人的投資されていると思えないけれども。 (福祉課長) 市の福祉課の社会福祉担当が担当で、市が責任を持ってこの生活困窮者自立支援事業を行うものでございます。

(菅野)最後に、22ページの老人ホーム措置事業の中で、市外に6施設に入っている部分ということに1名増となったということですけれども、これは対象者というのは身寄りのない人を老人ホームに入れた場合市が費用を出すという制度でしょうかね。

(福祉課長)簡単に言いますと、環境上、経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難と市が判断した場合に措置をするものでございます。

(菅野) こういった相談って、市会議員って往々にして来るのです。では、その判断基準というのは。死ぬまで結局出すわけですよね、そこの施設に入っている限り市が。それとも、どういう状況で出すのかね。

(福祉課長) こちらにつきましては、市が入所を措置する場合に入所措置の入所判定委員会という審議会、委員会ございますので、そちらで審議をしていただいて入所の措置を決定するものでございます。

(菅野)では、結局ひとり暮らしでお金もないと、家族もいない、どうにもならないといった人の場合は、福祉課に相談すればいわゆる対象者になって、一定条件満たされるまでは市の措置で保障されるということに考えていいのでしょうか。

(福祉課長) 実際ことしの2月におきましてもそういう部屋を追い出されて、それで金銭等も全くないという高齢者の女性の方でしたが、入所措置判定委員会で入所措置を決定をして、その1名のふえた方が今回のこの補正の部分の方でございます。ですから、実際市は機動的にケース・バイ・ケースで、場合に応じてこういった措置をしております。

(菅野)最後に、この間私たち委員会で柏市に視察に行って、誰か一緒に行ったと思いますけれども、どなたか一緒に行きましたよね。瀬山さんが一緒に行かれました。あそこへ行ったら、地域包括支援センターではなくて地域安心センターとかと言っていましたよね。地域包括支援センターではないのです。地域安心センター。あと、新座市なんかも何だかセンターとわかりやすい言葉使っているのです。これ見たら、やっぱ

りどこか根底から違うなという気がしたのですけれども、地域包括支援 センターなんて意味わかりませんよ。鴻巣も老人安心センターとか何か という、そういうわかりいい、相談しに行きたいなと思うような、そう いう名前に変えられませんかね、部長。前も誰かが言ったことあります けれども、やりませんと言って終わりですけれども。部長ではない、こ っち。こっちの部長。こっちか。間違えた。

(保健医療部長)確かに柏市なんかの例ですと、先進的な事例として今地域包括ケアの中では豊四季台団地でしたっけ、そこを中心にやっていますけれども、今後そういった地域のコミュニティーを中心として、やっぱり介護にしてもそうですけれども、介護保険制度も運営していかなくてはならないかと思っています。そうした中で、地域包括支援センターは非常に大きい役割を果たしている部署ですので、運営主体は市が運営主体ということですので、こちらについては十分ご理解いただけるような形で今後進めていきたいと思います。

(加藤) 22ページの外出支援サービスの関係なのですけれども、先ほど内容もいろいろと話が出ていました。230万補正するということで、結局利用者がふえたということで、福祉タクシーを使う人がふえたというふうになることでこの予算が補正されるわけですよね。福祉タクシーですよね。まず、ではそれで。

以上です。

(福祉課長)こちらの外出支援事業でございますが、利用件数が昨年が 月平均で27件でございましたが、その利用件数が月平均で42件と今年度 はなっておりますので、その関係での補正でございます。

なお、業者も3業者から4業者にふえて、利用件数が上がるような環境 となっておるのが原因かと思われます。

(加藤)ですから、いわゆる福祉タクシーを使う人がこの倍の人数にふ えたというふうになるわけですよね。タクシー券ではないですよ。福祉 タクシー。

(福祉部長) ちょっと私が勘違いして申しわけないのですけれども、その の障がい福祉、福祉タクシーの助成やっていますよね。その件とはこの 件は一切違いまして、あくまでも移送を目的としたもので、結果的にタクシーという箱、人をストレッチャーに乗せてそのまま運べるとか車椅子で運ぶ、そういう意味。緑ナンバーです。

(加藤) もちろんわかっています。タクシー券とか、その券の関係でなくて。

ちょっと何でこんなにふえた中で230万と、やっぱり補正するくらいにふ えたということは利用者が多くなったのわかるのですけれども、今社協 で移送サービスってやっていますよね。それは1時間当たり700円という ふ う な こ と で 、30分 単 位 で 350円 と 、そ う い う こ と で 利 用 券 を 買 っ て や っ ているわけです。何でこんな質問するかというと、その移送サービスの 利 用 者 が 非 常 に 少 な く な っ て い る の で す 、 今 現 在 逆 に 。 社 協 の ね 。 前 は 月に5件とか6件という、大体が吹上地域の利用者なのですけれども、 そ う い う こ と な の で す け れ ど も 、 今 、 月 に 1 件 か 2 件 、 そ の 程 度 っ き り ないのです。ドライバー会員として協力している人が本当にどうしたら 利用者がふえるか、では私たちで何かチラシでも配ろうかとか、そんな ふうに逆に必要としている人は絶対いるはずなのに減っているというの はどういうことなのだろうということで、各月に定例会やるのですけれ ども、その中でそういうことをいろんな。であるならば、もっと利用条 件、内容をふやして、ただ本当に病院の通院とか、そういうことだけで はなくて、もっと幅を広げた条件にしていって、やはり少しでも健常者 の人と同じような生活できるような、そういうことの条件を広げるよう なことを社協で検討してほしいなんて、そのぐらいのことを逆に考えて いるのです。700円利用で700円ドライバー会員に、10キロ当たり10円で したっけ、そういう感じで、遠くまで行ってその時間その協力ドライバ ーがずっとそこに滞在していると、5時間と、五七、三十五とか、3,500 円とかとなったりしてしまうのですけれども、例えば吹上から行田ぐら いですと一旦うちへ帰ってしまうのです。待機して、電話があるとまた お迎えに行くということで、本当1時間半とか、それくらいで済ますと 1,000円 ちょっとぐらいでその行田あたりの送迎ができると。ちゃんと車 椅子でも乗れる車が社協にあるわけです。なので、やっぱり本当に緊急

で、きのうそんな話もあったのですけれども、きょうのあした病院から 退院するので、ちょっともう、社協のほうへ登録はしてあったのですけ れども、そういう緊急なので、きょうのあしたでは社協のほうも頼めな いというので、タクシーを使って帰ってくるのですよと、きのうそんな 話もあったのですけれども、5,000円ぐらいかかるみたいと、もうちょっ とかかるのではないかななんて、そんな話ししたのですけれども、もっ とやっぱり、せっかく社協でやっているそういう事業があるのでね。全 てタクシーのほうが便利かと思うのです。というのは、移送サービスを 使 う の に は 誰 か 介 護 者 を 1 人 つ け て く だ さ い と い う ふ う な こ と で や っ て いますので、家族の方とか、もしどうしても家族の方いらっしゃらなけ ればヘルパーさんを頼むとかというふうなことで、そこでその利用、移 送を頼む場合にやっぱり、ヘルパーさんだともっと取られるのか、そう なってしまうのですけれども、そういう啓蒙というか、そういう紹介的 なものってやはり、ただ本当に来たものをどんどんお金を出すというこ とだけでなくて、せっかくそういう事業として社協でやっているので、 そういうことの社協への話とか何か、そういうようなことってしたこと があるのですかね。それで、実際移送サービスをやっている社協がそう いう実態だということをご存じですかね。

(福祉課長) 社協でそういう移送サービスあるというその状況は知っておりましたが、減ってきたという、ここのところ、最近減ってきているという……以前から。

(もう何年か前からですの声あり)

(福祉課長)その減ってきているという状況は把握しておりました。

(福祉部長) 先ほど潮田委員さんのときにいろんな似たようなサービスが幾つもあって、恐らく随分歴史のある話だと思うのです。もう一つ、さらに社協に車を貸し付けて、また自分の運転で運んでいるのもあります。ですから、そう考えていくと、介護であったり障がいであったり、 福祉であったり自分でやっていたりと、こういった同種の近いサービスがそれぞれ今あると。これは、恐らくサービスがなかなか整備されていない時代から残っていて、やはりある面その方の状態で何が一番利用し やすいのかというのをまず見きわめるのが一つなのかなと思います。逆に、さっきの私の話ではないですけれども、ストレッチャーで運ぶというのは大きな車になってまいりますので、そうするとやはりこういった大型のもので、ある程度緑ナンバーをとってきちっとやらないとできない。そうではなくて、自分で運転できますとか、また高齢者の夫婦で、それでは社協のそういった部分のタクシー券、タクシーの利用という形も考えられますので、まずはちょっと一度整理させていただいて、ただ単に補正をしてやっていくということではなくて、ちょっとこの後サービスがどういう形で一番いい形になるのかを踏まえて、利用者に迷惑かからない中で再構築等ちょっと検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(加藤)ストレッチャーまでの移送というのは社協ではできないわけで すけれどもね。もう数年前ですよね、法改正の中でやっぱりタクシー会 社とそういうところの事業者でやっているいろんなことがあったりして 法が変わったのですよね。ただ、本当に車が運転できるからということ でその協力ドライバーにはなれないのです。きちんと丸2日間の講習を 受けて、第2種免許を持っている方はできるのですけれども、普通免許 ですとできないのです、今現在。実際私もやっているのですけれども、 教習所に1日勉強して、1回ちゃんと実技でこの車に乗ってというふう なことで、そんなふうなことで、それも費用も昔は社協で出してくれた 部分があるのですけれども、自費でそういうお金を1万円出して講習受 けました。そういう人がやっていますので、安心してある程度そういう、 ただ本当に車が運転できるということでなくてやっていますので、そう いう中でせっかくそういう運転ボランティアの人が今月も本当一件きり ないと、何人かいる中で本当になかなかそういう活動もできないという ふうな、本当いい意味か悪い意味かわからないけれども、何か全然なく て 不 満 的 な 、 も う ち ょ っ と 利 用 者 は 絶 対 あ る の だ と い う ふ う な こ と を 予 想していますのでね。そういうことなので、せっかくあるそういったも のを利用していただけるような、そういう周知というか、社協との連携 をとっていただければというふうに思います。

それと、もう一件なのですけれども、35ページなのですが、先ほどこれが議決された後には2月に、人権教育のところのいじめ問題の関係、ここで補正組むわけですけれども、2月にこの委員会2つは立ち上げるという答弁があったかと思うのですよね。その中で、この予算見ると上げるという答弁があったかと思うのですよね。その中で、この予算見ると上げるということですから、皆さんに賛成いただくようになるわけで、そのおども、この調査委員会のほうはこれも2月に立ち上げるわけで、そのお願いする人に来ていただくようになるかと思うのですけれども、これ7万6,000円というのはやはり5人分の補正になるかなと思うのですよね。2月から始まって、2月の何日かわかりませんが、3月で今年度終わるという中で、今年度分ももう既にこの2月に立ち上げた中で報酬額が1万6,000円と1万5,000円ということですけれども、その報酬をお支払いするという、そういうふうに理解でよろしいのですか。

(学校支援課長) そのとおりです。

(加藤) また来年は来年でこの予算をとるわけですよね。 2 月から 3 月のわずか 1 カ月半か 2 カ月になるかですけれども、そういう形でこういう条例で決まったということになればやっぱりそういうことになるのですかね。

(学校支援課長)いじめ問題の調査委員会に関しましては、先ほどお話ししましたようにすぐに、問題が起きた場合にはすぐ対応できるようにということで、2月を目途にいじめ問題調査委員会のメンバー委嘱、そして趣旨説明をさせていただいて行います。ただ、重篤ないじめが起きた場合このいじめ問題調査委員会というのは活動を始めますので、とりあえずはまずはどういうことをするのかということを知っていただくためにもこの2月に行いたいということで考えました。

それから、いじめ問題対策連絡協議会のメンバーに関しましては、これも同じで、来年度からやるのではなく今年度中に開きまして、そしてきちっとした趣旨説明、そして来年度スムーズに、来年度2回ほど考えておりますけれども、その事業がスムーズに進むためにもメンバーの方にはしっかりと趣旨説明をさせていただいてということで、2月目途に開

催をするものでございます。

以上です。

(加藤)終わります。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第114号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

それでは、休憩する前に私のほうから報告をいたします。前の9月の委員会のときに、自殺対策の鴻巣市民のいのちと心を守る自殺対策条例について閉会中の継続審査を行いますということで皆様方にご報告いたしましたけれども、この12月議会本会議の初日に、今後の予定ですがということで本会議の終了後に説明会を催しました。それで、本委員会におけるこの調査の結果を12月定例会において委員会提出をして条例案を提出するということになりましたので、それをご報告を申し上げます。

以上をもちまして報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時33分)

(開議 午後2時52分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第115号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野)超過勤務手当が幾らですか、これ。50万ですか。50万補正されているのですっけ、これ。ですよね。700人体制の中で、国保の人数不足というのは大変だと前の課長のときから言っているわけです。相談に来ると、午前中いっぱい窓口でかかったりすると。そうすると、もうそれに半日かかりっきりになってしまったりするわけですからね。ここら辺は、もうこの年度末に向けて十分な労働条件を保障しながら対応できる予算になっているのでしょうかね、これで。

(国保年金課長)実は予算上の段階でといいますか、去年までは管理職、主幹以上が課長を含めて4人おりましたけれども、現実今現在は管理職が1人減りまして3人。3人ということは、今現在私と副課長1名、主幹2名ということで、管理職が減った分逆に今度若い職員が入っているということで、管理職は時間外等につきましては超過勤務つきませんので、その分が今度は若い職員が入ってきますと超過勤務がふえますので、このような増加、追加の補正となっております。比較的今年度人事異動で職員の入れかえが結構ありましたので、やはり入れかわった段階でしばらく残業が多い年度当初と、それと10月にも多少人事異動で入れかえがありましたので、その影響で少し超勤が今ふえているということがあります。それと、今庁内で、今まで基幹システムをホストコンピュータで行っていたのですけれども、今その入れかえで業者との打ち合わせがかなりとられるということで、その影響もありまして残業がふえているというところでございますので、4月に入れかわった職員についても半年以上過ぎて

きましたからなれておりますけれども、10月にもまた新しく配属された職員がおりますので、またそこの職員も一生懸命仕事に専念しておりまして、できるだけ早くなれるということで仕事をしておりますけれども、やはり多少残業がふえているかなという気がしております。 以上です。

(菅野) 管理職が残業つかないからといって長い間いるのも大変ですけれども、管理職もなるべく早く帰れるような状況にはなっているのですかね。残業つかないからといっていつまでもやっているのではたまらないもの。

(国保年金課長)基本的には、管理職が多少残って様子を見ているのですけれども、おおむね状況がわかれば夜の7時ぐらいには遅くとも帰れるようにしておりますけれども、担当によっては管理職がいない担当、例えば私ども4つの担当がありますけれども、そこの2つの担当については副課長1名と主幹が1名おりますので、当然そこの担当が残業するときにはおおむねその管理職が残ってずっとついているわけですけれども、ほかの担当のときには、主査はおりますけれども、昔でいう係長がおりますので、私なんかも少し様子を見ながら見ている状況ですので。ただ、毎回毎回残れるかというとそれの問題ありますけれども、様子を見ながらということでやっております。

(菅野) それは、もう一人職員をふやすことで解決はできないのですかね。人間を減らす、減らすと言っているのはそこが問題だと思うのですよね。必要な人間は配置しないと。市長の選挙公約のために市政があるのではないからね。

(国保年金課長)実は窓口業務というのもご存じのとおり入っておるのですけれども、私も4月に来てから実際業務が入ってどうだという、おのおの聞いてみたのですけれども、今まで日常業務の中でやっぱり国保年金という業務はお客さんが非常に多いと。恐らく市民課、国保年金というのはかなり庁内でも多いほうなのです。そうすると、例えば何か統計上調べて報告書類をつくるとかいうのが今まで日中になかなか集中してできないというのがあったようです。それが、比較的ですけれども、

日中にできるようになったので、特に年金担当があるのですけれども、 そちらは今のところは余り残業がない状況で今推移しております。それ と、後期高齢者担当というところがありまして、これやはり繁忙期があ りまして、繁忙期はやっぱり納付書を出すとか、そういう時期は7時、 8 時とか遅い時間までやりますけれども、比較的その窓口業務が入った ことによりまして、今までよりは多少日中集中してできる業務もあると いうことなのですけれども、何せお客さんが多いということと、9時ま で は 職 員 が 対 応 し ま す の で 、 8 時 半 前 か ら お 客 さ ん は も う 見 え て い ま す ので、職員が対応すると。当然委託先の職員もお昼休みはとらなくては いけませんから、そうすると昼休みはやはり職員が対応していくと。4 時 以 降 も 職 員 が 対 応 し て い く と 。 私 が 思 っ た よ り 不 思 議 だ っ た の が 、 5 時 15分ごろになると外国の方が多いのです。外国何でか、何で外国の人 が来るのかなといったら、やっぱりその時間はすくよという何か情報が 流れているらしいのです。そうすると、その時間にお見えになりまして、 6 時、遅いときは 6 時過ぎまでいらっしゃいますので、そうすると担当 のところと、私もしばらく様子を見て、混乱がないか見ているのですけ れども、やはり市民課と同様窓口の多いところというのは非常に日中に なかなか仕事がこなせないという、ありますので、職員大変だと思って いますけれども、その辺を窓口業務を入れさせていただきましたので、 実は後期高齢者担当が4名から3名になって1人減っているのです。た だ、3人になるとやっぱり多少非常にローテーションだとか、土曜開庁 のローテーションとか大変な部分はあるようですので、その辺本当は増 員してもらいたいですけれども、窓口業務が入ったためになかなかその 辺は現状維持ということではお願いしているところでございます。

(潮田)済みません。これは今855万6,000円と、これ1人減ったからという数字ですか。

(国保年金課長)予算上は、下に給与費明細書というのがありまして、 実は国保年金課は20名の職員がおります。そのうち一般会計で見ている 職員が7名。それは私の分も入っているようですけれども、一般会計に 7名。それと、国保は13名、13名ということで、補正前、補正後はこの 人数は変わっていないのです。ただ、先ほど申しましたように比較的、 退職した職員がいたとか、副課長級も1人やめたとか、それに対して新 採用が今回2人いましたので、新採用とそれこそ50代後半の職員だと全 く違いますので、その辺で人事の関係で減ったということで、人数は変 わっておりません。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第115号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(頓所) 3ページの地域包括支援センターネットワークシステム事業に ついてお伺いしたいのですが、これは各事業所 5 カ所の地域包括支援セ ンターと介護保険課でネットワークをつなぐということは、そのケース 記録とか、そういうのも見られるということですか。

(介護保険課長)全部ネットワークでつながっておりまして、ケース記録もその都度どこでも見られるような形で情報共有できております。

(頓所) それは、事業所同士も見られるということですか。

(介護保険課長)全て情報共有できるということになっております。

(頓所)何かすぐ見られてとてもいいネットワークだと思うのですけれども、個人情報保護のことについてどういうふうにされている。パスワードとかそれぞれ持っていらっしゃるのですかね。職員一人一人の個人情報の漏れないような工夫というのは何かありましたら教えてください。

(介護保険課長) 一応地域包括の担当職員が朝来てパソコン入力して上げるという形になっておりますが、その後業務中は市の職員の中では立ち上げっ放しになっておりますので、セキュリティーの面では本当はパスワードなどしたところまで戻るということが一番よろしいのだと思いますけれども、今のところそこまでの対応はできておりませんで。ただ、市の職場の中には一般の方入れないようになっておりますので、個人情報については守られているかなということでは考えております。

(頓所) 市のほうはそういうふうに保管しているけれども、各事業所で もそういったものの指導というか、個人保護についてはどうなっている のでしょうか。

(介護保険課長)各包括さんのほうでも基本的には個室に置いてありまして、それぞれ担当の方のパスワードで入っていただくような形になっておりますので、個人情報については十分、微妙な情報ですので、注意するようにということで話はしてございます。

(頓所) 私は以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第117号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(国保年金課長)それでは、議案第122号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

産科医療補償制度及び出産育児一時金につきましては、平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、また7月7日の同部会において出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。これに基づき、政府は11月14日の閣議で健康保険法施行令等の一部を改正する政令を決定し、11月19日に改正政令が公布されたことによりまして鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。現在出産育児一時金は、本体の39万円に産科医療補償制度で分娩機関が支払う掛金3万円を加算した42万円を支給しております。平成27年1月1日から出産育児一時金の本体を40万4,000円に引き上げ、分娩機関が支払う掛金を1万6,000円に引き下げ、両者を合算した42万円、同額なのですけれども、とするための改正となります。

なお、本体の額の改正はこの条例で行い、加算額の改正は鴻巣市国民健

康保険に関する規則の一部を改正し、実施する予定でございます。 以上でございます。よろしくお願いします。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

(菅野) 42万円で出産できるのですっけ。ここらでいうと北里かはやしださんで42万で出産できるのですっけ、普通に産んで。

(国保年金課長) 実は全国的に相当差があるようです。30万円台から、 高いところは50万近くというところがあるそうです。これが平均値です けれども、平均値が出ておりまして、出産費用の実勢価格調査結果によ りますと平均費用は41万7,000円。都道府県ごとに随分でこぼこがありま すので、平均してしまいますと41万7,000円ということで、この辺の平均 価格を見ながら、この社会保障の部会のほうで、社会保障審議会医療保 険部会のほうで維持ということで、そのかわり掛金が実は見込みよりも、 い わ ゆ る 出 産 時 に 脳 性 麻 痺 起 こ る 見 込 み が 年 間 800人 の と こ ろ が 全 然 何 か人数が違っていたということで、少なかったのです。最大800人ぐらい を 予 定 し て い た の が 今 で も 最 大 見 込 ん で も 719人 ぐ ら い の 見 込 み で 、再 計 算 したら しいのです。そうしますと、掛金が3万円から2万4,000円にな るのですけれども、実はその間、平成21年から始まりまして剰余金が800 億円あるそうです。これをどうしようということがこの社会保障審議会 医療部会の中でいろいろ熱い何か討論があったようですけれども、この 800億円を10年間今後のものに掛金に充てていくということで、先ほど3 万円が2万4,000円になると申しましたけれども、これを今後充当してい きまして1万6,000円。先ほど3万円を1万6,000円に引き下げるという お話ししましたけれども、2つの要因がありまして、まず見込みがかな り 多かったということで再計算したということと、剰余金が800億円ある ので、これを充当しようというのが今回の掛金の引き下げ。逆に引き下 げ分を本体に加算しまして、総体42万円は維持するということでござい ます。

(菅野) その剰余金が800万円というのは、今後この剰余金は、では減る 一方なのですか。さらに剰余金がふえることはない。とにかくあっちこ っちで金余っているのです。県でやっているあの県央広域なんかの何だか組合というの、ここは交通保険やっている、委託しているところあるではないですか、県のところ。あそこも物すごい剰余金なのです。県のほうで委員会やってしまうからわからないのですけれども、こういう気づいてみたらすごい剰余金だというのが往々にしてあるの。もっとどこかに金がたまっているのではないのでしょうかね。そんなことないですかね。1,000億とか。

(国保年金課長)これ審議会、部会の中の資料にも載っていますので、800億円は間違いないようですけれども、ただその中の委員さんによって、これは日本医師会常任理事の方ですとか、サラリーマンの健康保険組合の連合会副会長の方という、意見が全然違うわけです。一方では10年間で充当していきたいという意見と、10年間では長過ぎるという意見と、いろんな立場によって違うようですので、恐らく800人が719人と再計算したとしても実はこれでも、私なんか資料を取り寄せて見ましたけれども、ネット上から、結構出ていますので見ましたけれども、それでも多いのではないかと思っていますので、それほど減らないのではないかと。医師会のほうは、これがゼロになると今後の補償が危ういというかと。医師会のだったらもっと短い期間で安くしたらどうかという意見がいろいろあった中で、一応1万6,000円で落ちついたという内容のようです。

(潮田) これに関連してちょっと確認ですけれども、今病院での受け払い、直接支払う場合のほうのがほぼ全部ぐらいになっているのでしょうか。 か。どういうふうな今支払いになっているのでしょうか。

(国保年金課長) 今直接払いといいまして国保連合会から医療機関に直接支払う方法と、あくまでも個人が、妊産婦さんの方が市のほうから個人が受けて、それを医療機関に支払う方法と今でも残っているのですけれども、圧倒的に直接払いが多いということです。ただ、やっぱり自分が一時金をいただいて、それを医療機関にどうしても払いたいという方が中にはいらっしゃるようですけれども、ごく少数だそうです。ですの

で、直接払いであれば医療機関も早く国保連からお金が来ますので、ご本人と医療機関の中で、普通は直接払いというのが多いようですけれども、中にはどうしてもいただきたいという人がまれにあるそうです。 以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第122号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任 願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時21分)